

2026

秋田県八郎潟町

第7次

八郎潟町総合計画

人と地域に寄り添い希望と
活力に満ちた共生創造のまち

2035

Hachirogata Town



目次

第1編 序論

第1章 総合計画について	001
1 計画策定の趣旨	001
2 八郎潟町総合戦略との関係	001
3 計画の構成と期間	002
4 持続可能な開発目標への取り組み	003
第2章 八郎潟町の現状と課題	004
1 町の概要	004
2 人口構造	005
3 産業構造	010
4 時代の潮流	012
5 第6次八郎潟町総合計画の成果を踏まえた現状と課題	015
6 住民意向調査からみたまちづくりの優先課題	023

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	024
1 まちづくりの基本理念	024
2 まちの将来像	025
3 基本目標	025
第2章 まちづくりのフレーム	026
1 人口指標	026
2 土地利用	028
第3章 まちづくりの方向性	029
1 施策の体系	029
2 施策の大綱	030
第4章 横断的まちづくり戦略	036
1 戦略の趣旨	036
2 戦略の項目	036
3 戦略の運用	037
4 戦略の推進方針	037

第3編 基本計画

第1章	豊かさと持続力生み出すまちづくり	041
1	町民との協働の推進	041
2	農林水産業の振興	043
3	観光の振興	045
4	商工業の振興	047
5	雇用の促進	049
6	移住・定住の促進と住環境の整備	051
第2章	心豊かに未来へつなぐまちづくり	053
1	子育て支援の充実	053
2	子どもの教育の充実	055
3	社会教育の奨励	057
4	スポーツの推進	059
5	人権活動と男女共同参画の推進	061
第3章	いきいきと健康に支え合うまちづくり	063
1	健康づくりと地域医療の充実	063
2	地域福祉の充実	065
3	高齢者福祉の充実	066
4	障がい者福祉の充実	067
5	社会保障の充実	069
第4章	安全・安心な暮らしを守るまちづくり	071
1	交通安全活動と防犯活動の推進	071
2	防災力の維持・強化	073
3	上下水道の維持	075
4	道路環境の維持・整備	077
5	環境保全と循環型社会の形成	079
6	公共交通の維持・充実	081
7	広域連携の推進	082
○資料編		
1	まちづくり計画策定経過	083
2	諮問・答申	084
3	八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱	086
4	八郎潟町まちづくり計画策定審議会委員名簿	087
5	八郎潟町まちづくり計画策定推進本部部員名簿	088

第1編 序論

第1章 総合計画について

第2章 八郎瀨町の現状と課題

1

第1編
序論

第1章

第2章

第2編
基本構想

第1章

第2章

第3章

第4章

第3編
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

第1章 総合計画について

1 計画策定の趣旨

本町では、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間とする「第6次八郎潟町総合計画」を策定し、「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を将来像に掲げ、まちづくりに対する基本的な考え方を広く示すことで協働による取り組みの推進に生かすなど、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少と少子高齢化の進行、感染症の世界的大流行による生活様式の変化とデジタル化の加速、世界的なカーボンニュートラルへのシフト、エネルギーや食料品価格の高騰、さらには異常気象により激甚化した災害の多発など、本町を取り巻く社会経済環境は目まぐるしく変化してきました。

そこで、まちづくりの最上位計画として本町の将来的なビジョンを示し、今後10年間で実施する施策の総合的な指針とすることを目的に、「第7次八郎潟町総合計画」を策定し、戦略的で持続可能なまちづくりの推進を図るものです。

2 八郎潟町総合戦略との関係

我が国の総人口が一貫して減少することが明らかになって以降、2014年に地方創生の取り組みが始まってからは、人口減少については、地方創生という枠組みの中で重点的に対策がなされてきました。

しかしながら、東京都でさえ自然減が社会増を上回る時代を迎えようとしている現在においては、総合計画に持続可能なまちづくりの指針を示すにあたり、人口減少への対応を想定することが不可欠な状況となっています。このことから、本町では人口減少を喫緊の最重要課題と位置づけ、あらゆる施策を講じてその緩和を図ると同時に、人口が減少する中でも地域の豊かな生活環境を維持するため、政策分野を特定することなく、人口減少や少子高齢化に対する部分的な適応と施策の最適化を図る必要があるものと捉えています。

そこで、地方創生を推進して総合計画を補完する目的で策定した八郎潟町総合戦略については、その内容を本計画に包含して一体化することで、本町の地方創生に対する姿勢を明確にし、持続可能な地域社会の実現に向けた効果的な行政運営を一体的に推進することとします。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、令和17年度を目標年次とします。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な視点で、町民と行政がともに目指すまちづくりの基本理念、将来像とともに、これを実現するためのまちづくりの方向性を示すものです。

計画の期間は、令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年次とします。

(2) 基本計画

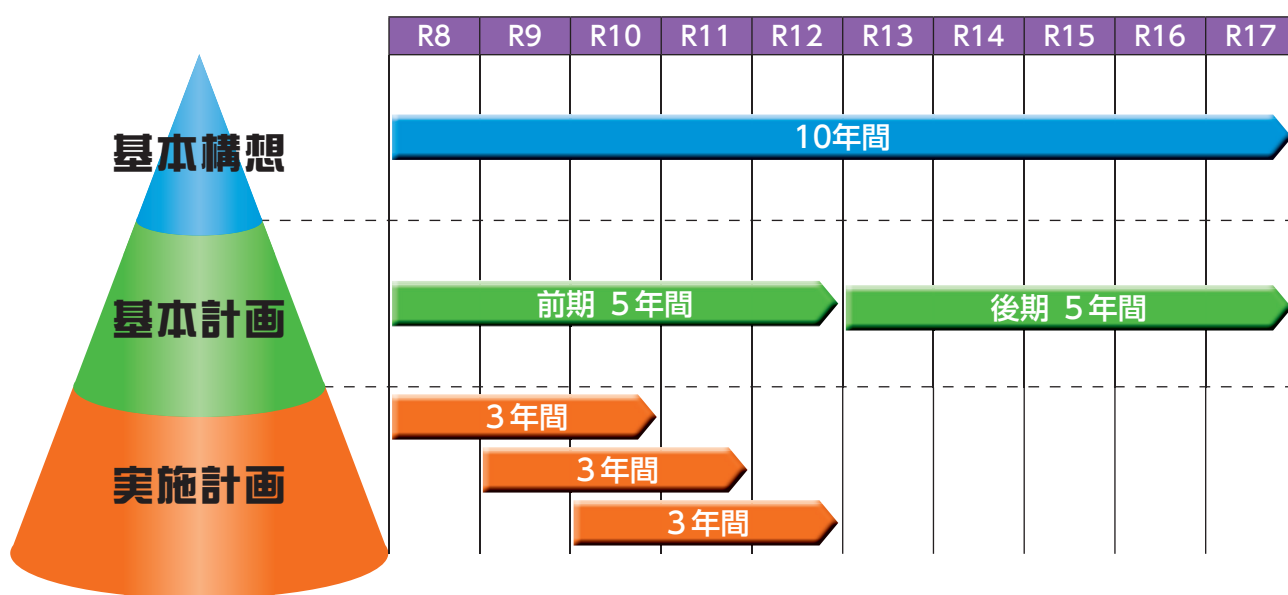
基本計画は、基本構想に示す基本目標に基づき、基本施策ごとに課題と方向性を明らかにして、実施する主要施策と成果指標を体系的に示すものです。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までを前期基本計画、令和13年度から令和17年度を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示す主要施策と成果指標に基づき、実施を予定する具体的な事業を示すものです。

実施計画が事業を管理する期間は、令和8年度から令和10年度の3年間とし、適正な進行管理を行いながら年度ごとに見直しを行います。



4 持続可能な開発目標への取り組み

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする持続可能な開発のための行動計画が掲げる国際的な目標です。SDGsは、それぞれに関連する国際社会が達成すべき17の目標として示されており、個々の目標を独立したものとして捉えることなく、一体的に統合された方法で目標達成に向けて取り組むことが望まれています。

SDGsは、持続可能なまちづくりに深く関わる国際的な目標であることから、本町では、基本計画に示す基本施策ごとに関連するSDGsの達成を目指すことで、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 八郎潟町の現状と課題

1 町の概要

(1) 沿革

町の沿革としては、明治22年に一日市村と面潟村が誕生し、大正14年12月1日には、一日市村が町制を施行して一日市町となりました。当時の一日市町の戸数は約470戸、人口約2,600人で、また面潟村の戸数は約640戸、人口は約3,700人でした。

その後、新市町村建設促進法に基づき一日市町と面潟村は昭和31年9月30日に合併し、ここに八郎潟町が誕生しました。町名は、干拓により美田に変容した八郎潟の歴史を愛惜し命名したものです。合併後の昭和33年3月には、旧面潟村の一部が分町しましたが、町民一体となって町勢の発展に努めてきました。

(2) 地理・自然

秋田県の県都秋田市の北に位置しており、東西6.34km、南北5.92km、面積は17.00km²で、県内最小面積の町です。東と南は五城目町、西は大潟村、北は山本郡三種町と接しています。

町のほとんどが開けた平野で、面積の約半分を農地が占めており、八郎湖や馬場目川、高岳山麓の森林など、豊かな自然環境に恵まれています。

気候は、日本海側気候に属しており、季節風の影響を強く受けるものの、沿岸の平野であるため内陸より比較的温暖です。また、県内では風水害や積雪量が少ない地域でもあります。

(3) 交通

町を南北に縦断する国道7号と秋田自動車道が重要な地域間幹線となっており、それらと並行してJR奥羽本線が通っています。南秋田郡唯一のインターチェンジのほか、近隣町村の利用者も多い八郎潟駅を町の中心部に有するなど、他地域へのアクセスに非常に恵まれた環境にあります。

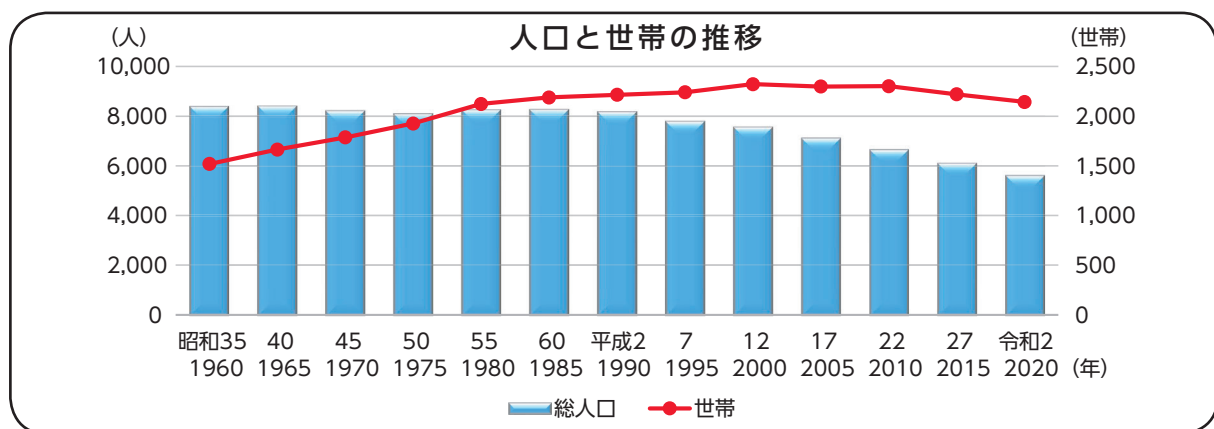
公共交通については、五城目町、大潟村と連携して設置する南秋地域公共交通活性化協議会が、広域のマイタウンバスとデマンドタクシーを運行しており、利用者の方々の重要な交通手段となっています。

2 人口構造

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、昭和40年の8,379人をピークに平成2年までほぼ横ばいで推移したのち、平成7年以降は減少を続けています。令和2年には5,583人と、ピーク時の7割ほどの人口となっています。

世帯数については、平成12年までは緩やかな増加傾向にありましたが、平成17年にわずかながら減少し、平成27年以降は減少傾向で推移しています。また、世帯数に占める単身世帯の割合は一貫して増加傾向にあり、令和2年には全体の25.6%を占め、4軒に1軒が単身世帯という状況です。



年次	人口 (人)		世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人口 (人)	一般世帯に占める単身世帯の割合 (%)	
	総数	男				女
昭和35 (1960)	8,358	4,087	4,271	1,519	5.5	—
40 (1965)	8,379	4,046	4,333	1,664	5.0	—
45 (1970)	8,189	3,929	4,260	1,787	4.6	—
50 (1975)	8,069	3,870	4,199	1,926	4.2	—
55 (1980)	8,228	3,925	4,303	2,123	3.9	7.4
60 (1985)	8,239	3,908	4,331	2,189	3.8	8.5
平成2 (1990)	8,152	3,843	4,309	2,215	3.7	9.7
7 (1995)	7,768	3,613	4,155	2,240	3.5	11.9
12 (2000)	7,533	3,499	4,034	2,323	3.2	15.0
17 (2005)	7,093	3,232	3,861	2,298	3.1	16.5
22 (2010)	6,623	3,042	3,581	2,303	2.9	20.8
27 (2015)	6,080	2,787	3,293	2,220	2.7	22.6
令和2 (2020)	5,583	2,534	3,049	2,144	2.6	25.6

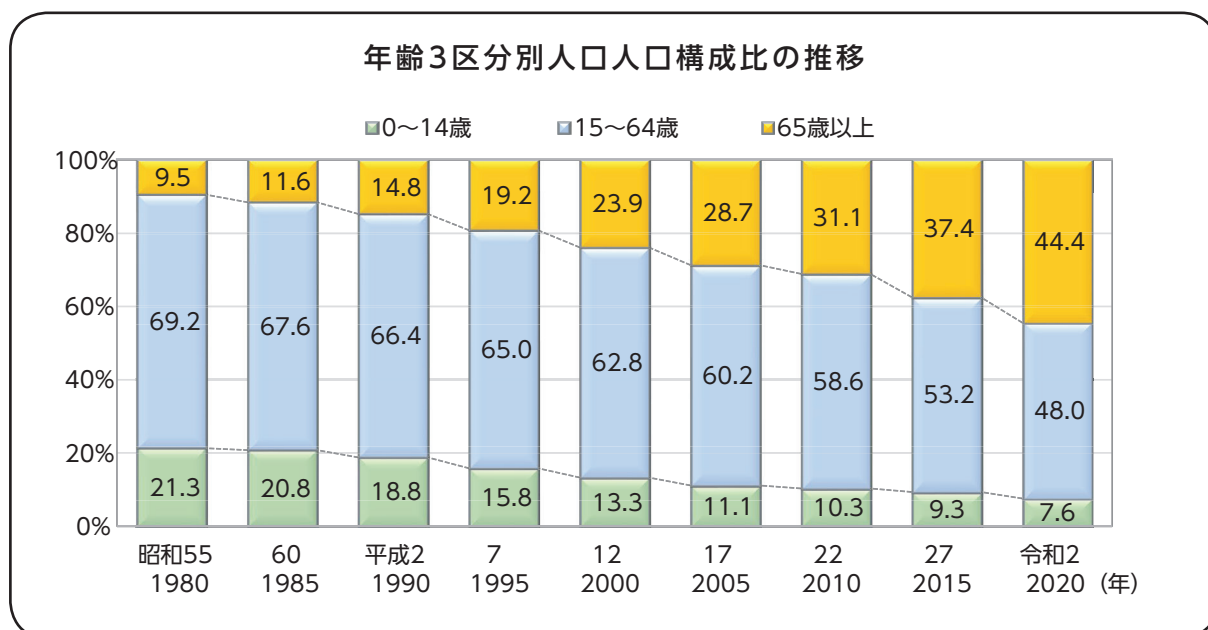
総務省「国勢調査」より。

総数には、年齢不詳の人数を含む。

(2) 年齢別人口

本町の年齢3区分別人口構成比をみると、15歳未満、15～64歳の割合は年々低下し、65歳以上の割合が高くなっている状況です。

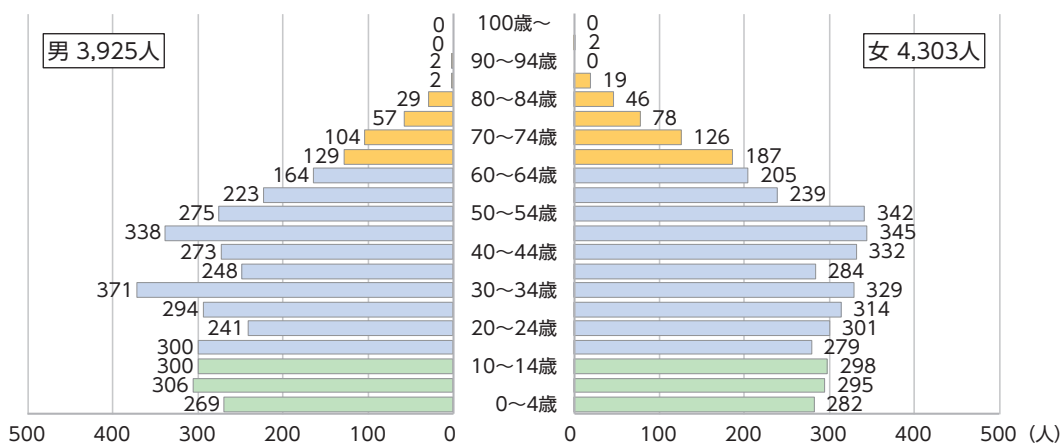
昭和55年に9.5%と1割に満たなかった65歳以上の人口の割合は、令和2年には44.4%と4割台にまで上昇し、高齢者1人を生産年齢人口1.08人で支える状況といえます。



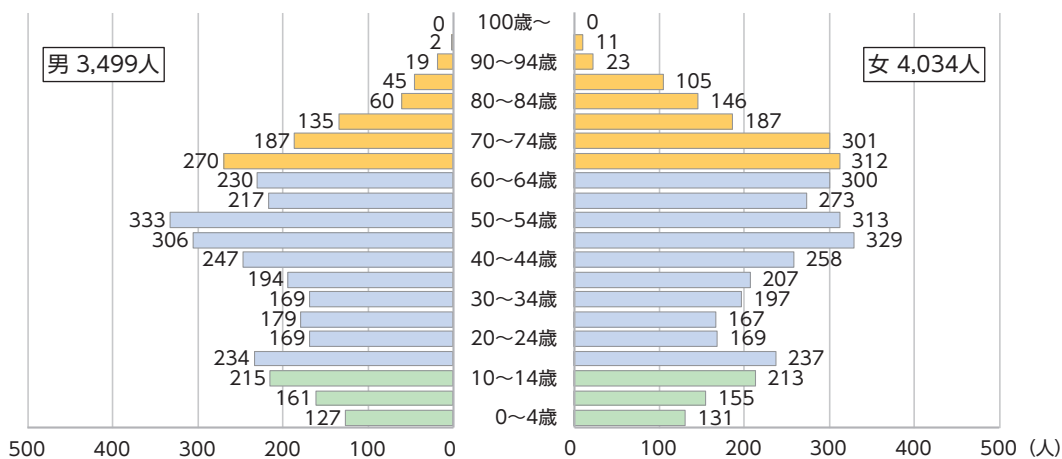
年次	総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
昭和55 (1980)	8,228	1,750	21.3	5,697	69.2	781	9.5
60 (1985)	8,239	1,711	20.8	5,573	67.6	955	11.6
平成2 (1990)	8,152	1,534	18.8	5,409	66.4	1,209	14.8
7 (1995)	7,768	1,229	15.8	5,046	65.0	1,493	19.2
12 (2000)	7,533	1,002	13.3	4,728	62.8	1,803	23.9
17 (2005)	7,093	789	11.1	4,271	60.2	2,033	28.7
22 (2010)	6,623	682	10.3	3,879	58.6	2,062	31.1
27 (2015)	6,080	566	9.3	3,222	53.2	2,266	37.4
令和2 (2020)	5,583	423	7.6	2,678	48.0	2,477	44.4

総務省「国勢調査」より。
総数には、年齢不詳の人数を含む。

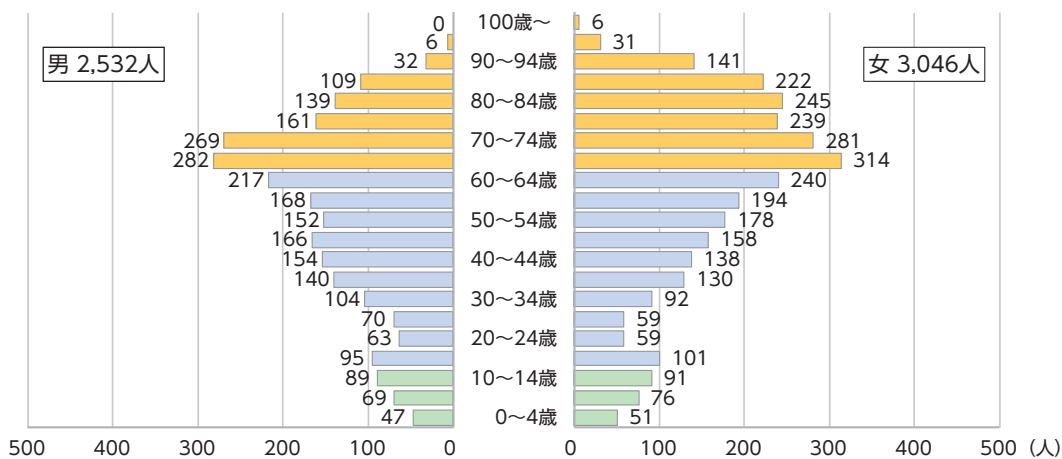
年齢5歳階級別人口（昭和55年）



年齢5歳階級別人口（平成12年）



年齢5歳階級別人口（令和2年）



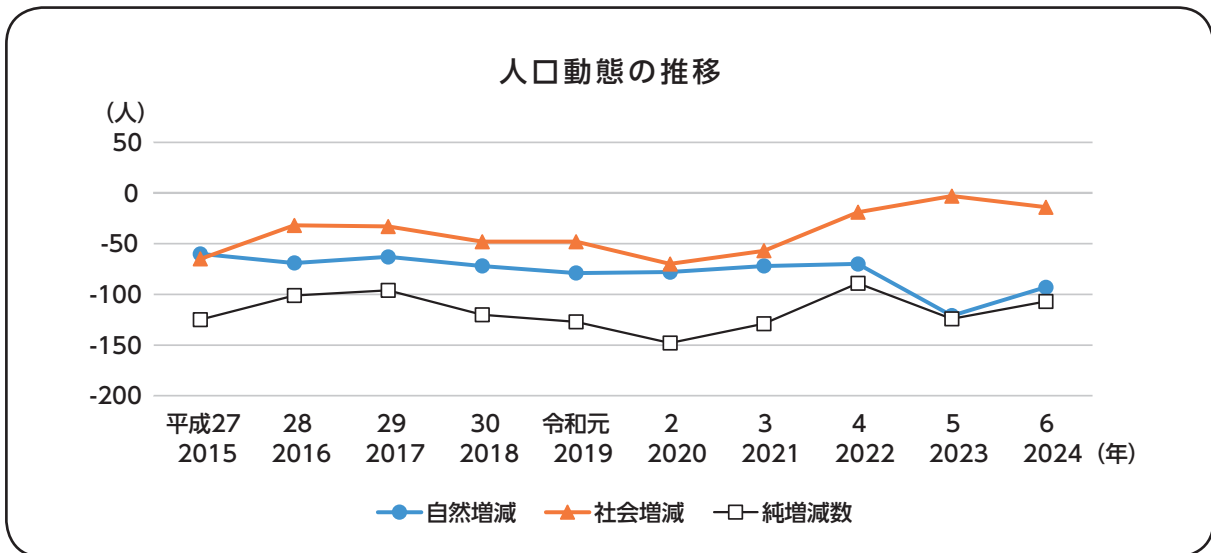
	昭和55 (1980) 年			平成12 (2000) 年			令和2 (2020) 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	8,228	3,925	4,303	7,533	3,499	4,034	5,583	2,534	3,049
0～4歳	551	269	282	258	127	131	98	47	51
5～9歳	601	306	295	316	161	155	145	69	76
10～14歳	598	300	298	428	215	213	180	89	91
15～19歳	579	300	279	471	234	237	196	95	101
20～24歳	542	241	301	338	169	169	122	63	59
25～29歳	608	294	314	346	179	167	129	70	59
30～34歳	700	371	329	366	169	197	196	104	92
35～39歳	532	248	284	401	194	207	270	140	130
40～44歳	605	273	332	505	247	258	292	154	138
45～49歳	683	338	345	635	306	329	324	166	158
50～54歳	617	275	342	646	333	313	330	152	178
55～59歳	462	223	239	490	217	273	362	168	194
60～64歳	369	164	205	530	230	300	457	217	240
65～69歳	316	129	187	582	270	312	596	282	314
70～74歳	230	104	126	488	187	301	550	269	281
75～79歳	135	57	78	322	135	187	400	161	239
80～84歳	75	29	46	206	60	146	384	139	245
85～89歳	21	2	19	150	45	105	331	109	222
90～94歳	2	2	0	42	19	23	173	32	141
95～99歳	2	0	2	13	2	11	37	6	31
100歳以上	0	0	0	0	0	0	6	0	6
年齢不詳	—	—	—	—	—	—	6	2	3

総務省「国勢調査」より。
総数には、年齢不詳の人数を含む。

(3) 人口動態

本町の人口動態をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で推移し、平成8年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況にあります。

社会増減は、「社会減」の状態が平成22年以降続いており、転出者数、転入者数がいずれも減少傾向にあります。



年次	総人口	自然動態 (単位：人)			社会動態 (単位：人)			純増減数	自然・社会増減 (単位：%)	
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減		自然増減	社会増減
平成27	6,080	26	86	-60	127	192	-65	-125	-1.0	-1.1
28	5,979	22	91	-69	155	187	-32	-101	-1.1	-0.5
29	5,883	22	85	-63	124	157	-33	-96	-1.1	-0.6
30	5,763	22	94	-72	116	164	-48	-120	-1.2	-0.8
令和元	5,636	16	95	-79	110	158	-48	-127	-1.4	-0.8
2	5,583	23	101	-78	92	162	-70	-148	-1.4	-1.2
3	5,454	25	97	-72	105	162	-57	-129	-1.3	-1.0
4	5,365	18	88	-70	107	126	-19	-89	-1.3	-0.3
5	5,241	13	134	-121	114	117	-3	-124	-2.3	-0.1
6	5,134	14	107	-93	106	120	-14	-107	-1.8	-0.3

秋田県「秋田県年齢別人口流動調査」より。

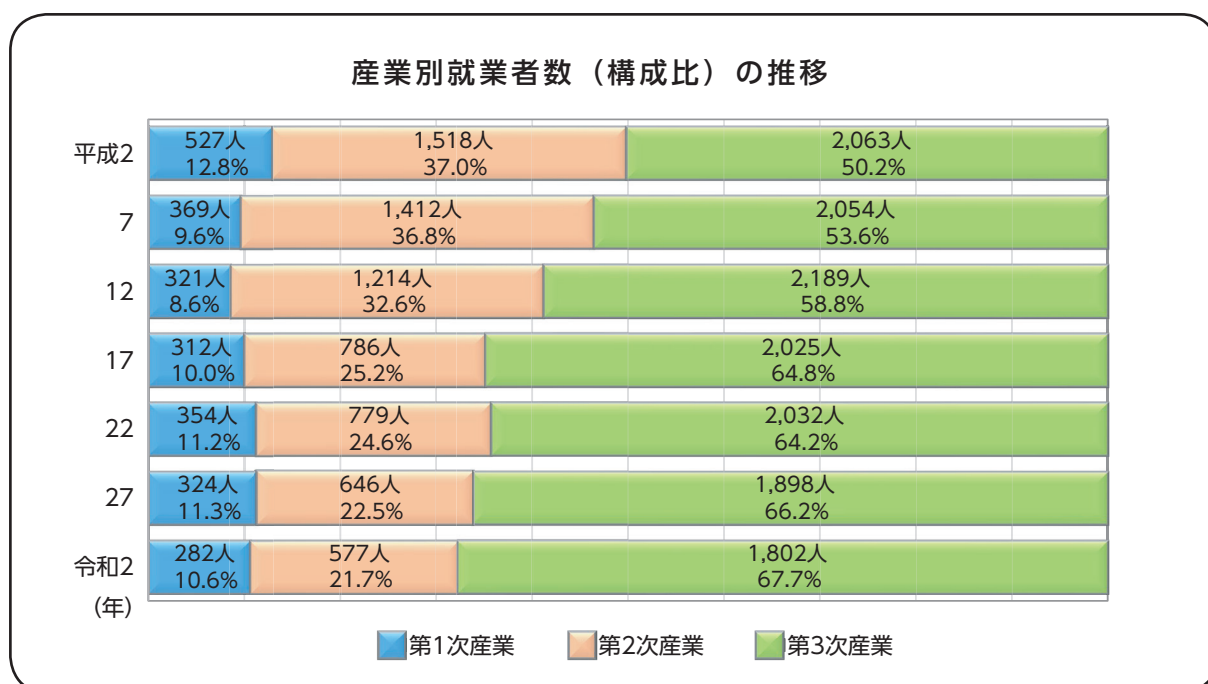
3 産業構造

(1) 就業人口の推移

令和2年国勢調査の就業人口は2,677人で、平成2年の4,109人に比べ、30年間で1,432人、34.9%減少しています。

平成2年から令和2年の産業別就業者の構成比の推移では、第1次産業就業者比率は2.2%、2次産業就業者比率は15.3%減少しています。

一方、第3次産業就業者比率は上昇傾向で推移しており、平成2年の50.2%から令和2年には67.7%と、30年間で17.5%の増加となっています。



年次	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成2 (1990)	4,109	527	12.8	1,518	37.0	2,063	50.2
7 (1995)	3,838	369	9.6	1,412	36.8	2,054	53.6
12 (2000)	3,726	321	8.6	1,214	32.6	2,189	58.8
17 (2005)	3,189	312	10.0	786	25.2	2,025	64.8
22 (2010)	3,166	354	11.2	779	24.6	2,032	64.2
27 (2015)	2,915	324	11.3	646	22.5	1,898	66.2
令和2 (2020)	2,677	282	10.6	577	21.7	1,802	67.7

総務省「国勢調査」より。

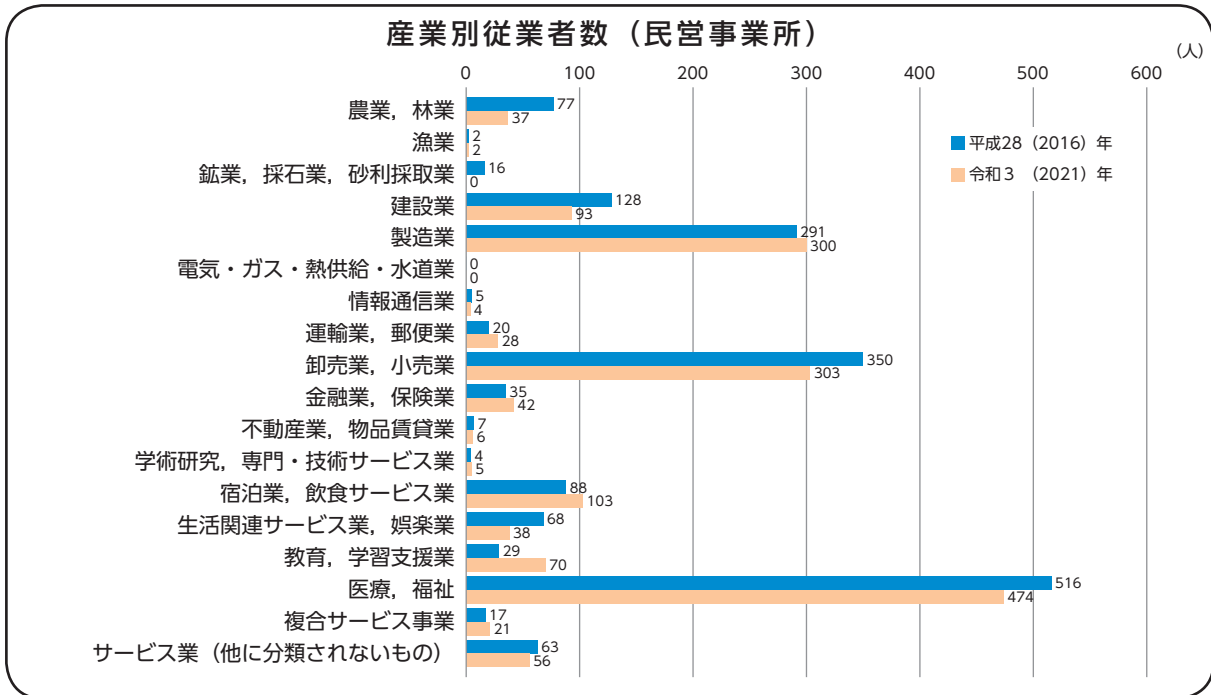
総数には、分類不能の産業を含む。

平成17年以降の数値は、新大分類による。

(2) 民営事業所従業者数

令和3年の経済センサスによる民営事業所従事者数をみると、「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「製造業」の3業種で1,077人と全体の68.1%を占めており、この3業種が本町の主要産業といえます。

平成28年と令和3年の従業者数の増減をみると、「教育, 学習支援業」(+41人)、「宿泊業, 飲食サービス業」(+15人)などで増加している一方、「卸売業・小売業」(-47人)、「医療・福祉」(-42人)、「農業・林業」(-40人)は大きく減少しています。



	平成28 (2016) 年		令和3 (2021) 年		従業者数 増減数
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
全産業 (公務を除く)	258	1,716	224	1,582	-134
農業, 林業	5	77	6	37	-40
漁業	1	2	1	2	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	16	—	—	-16
建設業	26	128	21	93	-35
製造業	21	291	15	300	9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	1	5	1	4	-1
運輸業, 郵便業	2	20	2	28	8
卸売業, 小売業	78	350	66	303	-47
金融業, 保険業	3	35	3	42	7
不動産業, 物品賃貸業	2	7	1	6	-1
学術研究, 専門・技術サービス業	2	4	3	5	1
宿泊業, 飲食サービス業	29	88	29	103	15
生活関連サービス業, 娯楽業	37	68	28	38	-30
教育, 学習支援業	8	29	8	70	41
医療, 福祉	25	516	23	474	-42
複合サービス事業	3	17	3	21	4
サービス業 (他に分類されないもの)	14	63	14	56	-7

総務省・経済産業省「経済センサス」より。

4 時代の潮流

(1) 人口減少と少子高齢化

令和6年10月時点の我が国の総人口は1億2,380万人であり、自然減の減少幅がさらに拡大しているほか、令和5年時点の国の合計特殊出生率は1.20というこれまでにない低い値を記録しました。また、国内の社会増減の総数は外国人の流入超過で社会増となっていますが、日本人の入出国に関しては出国が入国を超過する社会減に転じています。

また、令和6年10月時点の秋田県の人口は89万人で全国第39位となっていますが、厚生労働省が公表する令和6年人口動態統計の自然増減率は△1.59%（人口千対では15.9%）で全国最下位となっており、地域として人口を維持する力が著しく低い状況となっています。また、令和6年の合計特殊出生率は1.04という低い値であるほか、総務省統計局の人口推計における年齢3区分別の割合では、15歳未満の人口割合と64歳までの人口割合が全国最下位、65歳以上とそのうち75歳以上である人口割合が全国1位となるなど、少子高齢化が国内で最も進行する地域となっています。さらに、社会増減についても減少が続いており、人口減少に歯止めがかからない状態となっています。

(2) 地域経済

生産年齢人口の減少に伴う労働力不足は、全国的に大きな課題となっており、働き方改革やDXの推進により課題の克服を図る動きが広がっています。

本町の主要産業である農業については、近年の大幅な米不足とその後の米価の大変動が地域経済に与えた影響は非常に大きく、米価の安定と後継者の確保が地域経済の維持に不可欠であることから、農家の所得向上に関する施策の実施と併せて、地域の特性を活かした取り組みが必要となります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻以降の燃料などのエネルギーや食料品価格の高騰は、一般家庭の家計に大きな負担となり、地域経済にも深刻な影響をもたらしています。

(3) 地域コミュニティ

本町では、地域のイベント等への参加者や担い手の不足と、少子化に伴うにぎわいや活力の低下、地域経済の低迷などにより、住民自治機能の衰退が進んでいます。また、進学や就業のための転出による社会減や自然減の増加、生活様式の変化などを背景に世帯人員が減少し、従来は家族や近隣住民同士の関係性で補われていた支え合いの構造維持が困難となっているため、住民同士の交流機会の創出など新たな連携による地域コミュニティの機能の補完が求められています。

こうした地域住民のつながりを強化し、防災・減災や文化継承のための土台を維持する取り組みの重要性がますます高まっています。

(4) 持続可能な開発目標への取り組み

2012年の国連会議で持続可能な開発の新しい国際目標に関する議論が本格化し、2015年の国連サミットに持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : S D G s）として17の目標と169のターゲットが示され、すべての加盟国がこれに同意して2030年に目標の達成を目指すものとして決定しています。

国は2016年にS D G s 推進本部を設置しており、国内では社会課題や地域課題の克服をとおして目標達成に向けた取り組みが推進されています。各国と比較すると、2025年の達成度は、167か国中19位となっており、教育・産業・平和・公正性などの面で高い評価を受けている一方で、ジェンダー平等・気候変動対策等の進展に関しては課題が残されており、市民参加を促進したさらなる取り組みが求められています。

(5) 多様性の包摂

人権の尊重を基盤として、性別、年齢、人種、障害などの違いに対する差別や偏見をなくし、互いに尊重し合いながら共に生きる社会の実現が望まれています。

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行で需要が高まった、テレワークやサテライトオフィス勤務などの働き方の多様化、男女共同と女性の社会的地位の向上、ジェンダー平等、障がい者権利の尊重などにより、多様性を活かした全員参加の社会を目指す動きが広がっています。

本町においても、子どもから高齢者まで、性別や障害の有無と種類に関わらず、全ての人々が自分らしく活躍できる持続可能な好循環を実現するため、多様性を社会に反映させる実践が求められています。

(6) 脱炭素と循環型社会

地球温暖化による気候の変化は、極端な異常気象を引き起こし、本町でも猛暑による農作物への高温被害や豪雨災害などが発生しています。

地球温暖化に対処するため、2015年の国連サミットでは、持続可能な開発目標の一つに、気候変動やエネルギーに関する目標が掲げられました。また、翌年の2016年に発効したパリ協定では、歴史上初めて、すべての国が温室効果ガスの削減に取り組むものとしたうえで、温室効果ガスの排出と吸収を均衡させるカーボンニュートラルが、世界的な目標として定められました。

これを受けて、我が国では、世界共通の中期目標年である2030年までに温室効果ガスを46%削減し、2050年にカーボンニュートラルを実現する計画を示しています。

近年においては、これらの取り組みを拡大して新たな価値を創出し、ビジネスモデルに置き換えることで地域の経済成長と環境保護を両立する、グリーントランスフォーメーション（GX）に関する施策が注目されています。

(7) 社会のデジタル化への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行で必要性が一層高まった社会全体のデジタル化について、国は、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目指し、誰一人取り残さない社会の実現を目標としてデジタル田園都市国家構想を示しました。特に、行政サービスのオンライン化やマイナンバーカードを活用した手続き等のデジタル化が進展し、住民の利便性の向上と行政事務の効率化が期待されています。

日常生活のさまざまな場面において、デジタル化は社会全体に影響を及ぼす重要な要素となっており、それらを活用した地域づくりや情報格差の解消などへの取り組みが進められています。そうした中で、デジタル技術の活用に関する高齢者への十分な支援や、より多くの方々の多様なニーズに対応して活用を促す体制の整備が必要とされています。

5 第6次八郎潟町総合計画の成果を踏まえた現状と課題

第1章 ともに築く連携と協働のまちづくり

1 町民との協働

町民の方々には、スポーツ大会や健康づくり関係事業をはじめとした町の事業への積極的な参加のほか、教育や福祉分野へのご協力のみならず、各種会議や委員会をとおして住みよい地域づくりに参画いただいています。このように町民と行政との協働によるまちづくりが進められていますが、町民の自主活動については、その種類や規模の拡大等を含めた活性化を後押しできるよう、引き続き支援が必要です。

頻発する豪雨災害などの影響等もあり、地域コミュニティの機能強化に向けた自治意識は高まっており、地域の活性化に資する事業への助成金の活用件数は、当初に比べて増加しているものの、約40%の町内会では活用がないため、全町的な普及を目指して取り組みを推進する必要があります。

また、人口減少に伴う地域コミュニティの衰退に対応するための町内会再編については、アンケートの実施や町内会長会議等での定期的な相談を継続し、地域住民の意向に沿って必要性を判断していくこととしています。

2 人権・男女共同参画

人権教育や啓発活動については、新たに人権擁護委員と民生委員・児童委員との連携による取り組みを開始しており、今後もこの活動を継続します。

男女共同参画の推進については、町職員の福利厚生の実施などに取り組んでいますが、全国で問題視されている性別による一般的な分担意識の克服に関しては、女性委員や女性管理職の登用を推進しながら、地域全体の啓発にあたる必要があります。

第2章 すこやかに安心して暮らせるまちづくり

1 健康づくり

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、保健事業は一時停滞したものの、流行前と同程度の事業が実施できる状況にもどりつつあります。しかしながら、各種健診等の受診率は目標値に達しない状況であるため、受診率の向上、疾病の重症化予防、健康増進に向けた各種健康教室の開催など、保健事業の取り組みを引き続き強化します。

高齢化が進む中では、健康寿命の延伸は重要な施策となるため、個々の対象者に即した対応を実施します。

2 地域医療

地域医療の提供体制については、湖東厚生病院の常勤医師の確保やオンライン診療を開始するなどの充実が図られています。

また、地域の救急医療体制を維持するため、定期健診の受診率の向上や、疾病の重症化予防、健康増進に向けた各種健康教室の開催など、保健事業の取り組みを強化し、重大な疾病の予防に関する取り組みと医療機関の体制整備を継続して推進する必要があります。

3 地域福祉

高齢化の進行、核家族化、独居高齢者の増加に対応して地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会が行う事業等に補助金を交付して支援するほか、民生委員等との連携を強めて地域で支え合う体制整備に努めており、これまでの継続事業は地域に定着しています。令和7年度には、社会的孤立の解消に向けた取り組みを事業化しており、すこやかに暮らせるまちづくりに向けた取り組みを推進しています。

4 高齢者福祉

地域での居場所や生きがいづくりとして、これまでの事業に加えて令和6年度に開始した漏っこさろんの対象地域をさらに拡大し、介護予防教室についても参加者の増加に向けて取り組んでいますが、それぞれの事業で参加者の固定化がみられる状態となっています。そのため、広く地域のみなさまにご利用いただけるように、内容などを見直し、事業の充実に向けて工夫しています。

また、避難行動要支援者避難支援計画を令和7年度に改訂し、町内会との連携による見守りと避難支援等の充実を図っているほか、緊急通報システムの機器を見直し、広報により定期的に活用を呼びかけるなど、高齢者が安心して元気に暮らすための支援体制を強化しています。

5 児童福祉

幼保連携型認定こども園「八郎潟たいようこども園」が設立され、他クラスとの交流の機会ができたことで、子どもの育ちや学びにとって喜ばしい環境となりました。

日曜、祝日の保育需要への対応については、十分な体制が整っていないため、今後の課題となっています。

学童保育は、核家族化や夫婦共働きの増加により、なくてはならない事業となっており、ソフトとハードの両面で環境整備の必要があります。国が示す「こども大綱」と「こどもまんなか実行計画」に基づき、子ども自身の意見を聴き、施策につなげるための体制整備が求められています。

6 心身障がい児（者）福祉

八郎潟町障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を策定し、障がい者のニーズに沿った支援体制の整備を進めていますが、障がい者のニーズが多様化しているため、地域の実情等を踏まえながら支援を展開していく必要があります。自ら就労支援を求める障がい者も増加しており、相談支援事業所や就労支援事業所とのより一層の連携が求められています。

7 社会保障

国民健康保険については、疾病要因などの分析、保健師と連携した健康教育・疾病予防事業を実施し、医療費の抑制を図っています。

後期高齢者医療保険については、効率的で効果的な保健事業と介護予防のために、関連事業を一体的に実施し、高齢者の健康増進、健康寿命延伸を推進しています。

福祉医療制度については、制度の周知に努め、医療費負担軽減につなげています。

しかしながら、本町の医療費は近隣自治体と比較して高い状態が続いており、保険料の一次予防や健康増進の取組については、より一層の推進が必要となっています。

第3章 次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり

1 交通安全・防犯

交通安全運動期間には、交通安全協会、交通指導隊、民生委員・児童委員が一体となって街頭指導を行い、交通安全の啓発活動に努めています。また、年末には交通安全協会と防犯協会が、町内飲食店や金融機関等を巡回し、飲酒運転及び振込詐欺などの撲滅に向けた取り組みを行っています。しかしながら、高齢化などにより活動の担い手が不足しているため、新たな指導隊員、協会会員の確保が必要となっています。

危険空き家については、今後も空き家の増加が予想されることから、危険空き家の状態になる前に空き家バンクに登録するなど、関連する制度の周知を図って対策を講じる必要があります。

2 消防・防災

災害の発生に備え、令和6年度までの年次計画により、防災行政無線子局10局の更新を完了しています。また、防災用品の備蓄を進め、防災資機材や消防団の積載車を更新したほか、水害対策用の可搬式排水ポンプを配備するなど、災害等への対策の充実を図っています。しかしながら、気候の変化により、住民生活の安全・安心を脅かす大規模な自然災害が多発しており、地域防災における消防団の役割は重要なものとなっていますが、高齢化が進む中で団員数が著しく減少し、新規団員の加入も非常に厳しい状況が続いています。そのため、防

災と減災に不可欠である消防団の増強をはじめとした地域の消防力の向上は、喫緊の課題となっています。

3 住宅・住環境

子育て世帯や移住・定住世帯のリフォーム、耐震関係の補助については、人口が減少する中でも利用があり、住宅の老朽化対策や空き家対策に一定の効果がありました。このほかにも、高齢者のリフォーム需要が増えているため、多くの人々が利用しやすい支援の仕組みを検討する必要があります。

空き家については、空き家バンクや危険空き家解体費補助の活用を推進し、よりよい住宅環境の整備に努めていますが、町内に点在する空き家の中には、損壊しているものも見られます。空き家関連事業のより効果的な周知方法を検討し、住宅の除去と空き家の有効活用の推進が求められています。

町営住宅では、公営住宅等長寿命化計画の改定や、跡地活用についての検討を行い、令和6年度より町営住宅集約事業を開始しました。今後は、入居者の意向を踏まえた移転や除却を着実に進め、管理戸数の適正化によるライフサイクルコストの縮減や、予防保全的な修繕等により、効果的なストックマネジメントに努める必要があります。

4 上水道・生活排水処理

老朽化施設更新計画による更新率は100%を達成し、送水・配水管の耐震化事業も概ね計画通りに執行したものの、送水・配水管全体としての耐震化率は約9%に留まっており、管路経年化率も約30%と依然として高い水準にあるため、引き続き管路耐震化事業を進めていきます。

今後は、高度処理施設のオゾン設備の更新や浦大町配水池の更新の時期を迎えることから、経営の安定化のため、料金改定等を含めた資金計画を検討することとしています。また、事務の共同化と施設の共同利用等については、秋田県が主導する広域連携作業部会で調査・検討を進める必要があります。

生活排水処理については、汲み取り便所の水洗化に伴う改造資金融資あっせん利子補給補助金や合併浄化槽設置整備事業費補助金の活用を推進し、水洗化の普及促進を図っています。保有する施設の老朽化の状況を確認し、優先順位に基づいて計画的に修繕等を実施するなど、施設全体の適正管理に努めます。

5 交通体系

狭あい道路の拡幅は、交付金の配分が不足したため、目標値に達していません。舗装補修等の道路整備については、年次計画による実施のほか新たな修繕か所の対応等を進めています。今後、修繕か所が増大した場合には、予算の確保や地域の担い手不足による補修業者の

減少が課題となります。

除排雪については、除雪業者やオペレーターの高齢化が進んでいるため、計画的に後継者育成を行い、安定した除排雪体制を維持していく必要があります。

6 循環型社会

ごみ処理対策として、減量・再利用・再生利用の3R（リデュース）を推進しています。人口減少によりごみの排出量は減っていますが、町民ひとりあたりのごみの排出量、資源ごみの回収量については、目標値に達していません。

現在、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会に由利本荘市を加えた8市町村で、ごみ処理広域化の協議が進んでおり、令和17年度の稼働開始を目指しています。これに合わせて8市町村全てが、プラスチックごみの分別収集を実施することになっており、ごみの減量化と資源循環をさらに推進することとしています。

7 生活環境保全

八郎湖クリーンアップ作戦については、町内会の協力を得ることで参加者を確保し、効果的な環境の美化を行っています。

アオコの遡上防止については、八郎湖のアオコ発生状況を監視し、シルトフェンスの速やかな設置に努めており、上水道取水口への流入は見られておりません。

地域の斎場については、湖東地区行政一部事務組合で管理することで、効率化を図ったうえで、法令に則り衛生的に運営することができています（令和8年度以降は、潟上市に管理を委託する予定です）。

また、一般廃棄物最終処分場については、焼却施設から出る残さなどを受入れ、遮水シートを設置して浸出水を適正に処理することで、周辺環境を汚染することなく廃棄物を処分することができています。今後は、処分場を現在の状態でいつまで維持し続けられるかという課題に対して、対応を検討していく必要があります。

第4章 にぎわいと活力あふれるまちづくり

1 農林漁業

農家の高齢化や後継者不足、長時間労働と収益性の低さのほか、労働環境、経営の課題などに対する支援に取り組んできましたが、いずれも十分な成果を上げることができませんでした。人口減少が進む中で新規就農者の確保は困難であるため、支援制度の周知や地域との連携を深めることで、持続可能な育成の仕組みを構築することが必要です。

また、転作田の有効活用による高収益作物等に関する事業についても、高齢化や機械導入に係る初期費用の高さ等が障壁となり、思うようには進んでいません。

特産品や新商品の開発は、実績がない状態が続いており、ターゲットと誰がどのような特産品を開発するのかを明確にする必要があります。

2 商工業

人口減少に伴う消費者の減少、周辺市町村や町内への大型店への出店などにより、商店街をはじめ町内商店の経営は厳しさを増しています。また、町内商店の多くは、後継者の不足で事業継承の課題を抱えており、その対策や対応について検討する必要があります。

工業については、誘致企業2社が操業しており、各社の強みを活かした更なる発展を期待していますが、長引く景気の低迷などにより厳しい状況にあると思われます。工業の振興は、雇用と税収の確保など、町に対する貢献度も高いことから、経営の安定化に向けた支援策を検討する必要があります。

3 観光

町内に点在する観光資源の連携による一体的な観光振興、時節に応じた情報発信と体験・滞在型の観光への取り組みを目指しましたが、実現には至っていません。

秋田県指定無形民俗文化財の「一日市盆踊り」と「願人踊」、また、住民組織が実施している「田んぼアート」や「一夜市」による一時的な集客は見込めるものの、年間をとおして集客が見込める状況ではありません。これらのイベントについては、町の重要な観光資源であるため、継続的な支援の在り方を検討する必要があります。本町単独による観光振興には限界があるため、他の市町村との広域連携を検討すべきですが、町内に宿泊施設を有していないことが課題となっています。

4 雇用

企業誘致が困難であることと厳しい雇用状況を踏まえて、起業に関する情報提供や支援体制の充実に取り組んでいますが、若者の起業件数は実績値で4件と、目標の15件には大きく届いていません。一方で、雇用促進奨励金を活用する企業は一定数確保されており、目標値は達成しています。

今後は、支援の内容や方法の見直し、若者に対する起業への動機づけの強化が必要であり、地域でチャレンジしやすい環境の整備が求められています。

第5章 ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり

1 学校教育

令和2年4月に小中併設校として以来、その特徴と学校運営協議会の機能を生かし、地域とともにある学校づくりに努めています。本町の児童生徒が、義務教育の最終段階までに「実

践力」を身に付け、将来、住みよい町づくりに貢献できる人材に育つことを目指した教育に取り組んでいます。

また、地域や関係諸機関の支援を受けながら、こども園・小学校・中学校と、教育連携の推進に一体的に取り組む、義務教育が終了するまでの長期間に渡り、子ども一人ひとりの育ちに多くの人に関わる環境を整備することで、子どもたちの確かな成長を促しています。

一方、変化の激しい時代であり、新しい社会に適応して自分らしく生きるための基盤となる力を体得させることが課題となっています。

2 社会教育

地域の人材や団体・学校と協力を図りながら、従来と同様に公民館事業を実施しました。今後も、学校と地域との連携を更に強め、豊富な知識や熟練した技能をもつ人材を生かした、特色ある教育活動を展開していきます。

また、老朽化が著しい農村環境改善センターの改修については、施設の適正管理の面から喫緊の課題となっています。

3 社会体育

今後も誰もがスポーツに親しみ、健康でいきいきと暮らすことができるよう、スポーツ活動の活性化に取り組んでいきます。

体育施設等の老朽化の改修については完了した施設もありますが、まだ未改修の施設もある中で、特に中羽立公園内施設の老朽化の進行が著しくなっているため、公園一帯の整備方針を示して計画的に進める必要があります。

第6章 効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

1 行財政運営

直近3年間は職員研修の実施により個々の資質の向上を図ることができています。

福利厚生に関しては、制度の充実と周知に努めることで、各種制度の活用促進に取り組んでいます。

令和4年度の庁舎移転にあわせて機構改革を実施し、それ以降も最適な住民サービスの提供のために創意工夫を重ね、行政事務改善委員会等でも意見交換を行うなど、健全な財政維持と施設管理の両立に取り組んでいます。物価高騰や金利の上昇に伴う施設維持管理費の増加が課題となっています。

また、全庁横断的に施設や町有地の活用について検討し、その結果を反映させて予算編成を行っており、B&G海洋センター及びアスリートメモリアルセンターの改修に引き続き、年次計画で施設の改修等にあたることとしています。公共施設等総合管理計画の改定に合わ

せて施設維持管理に係る計画を見直し、財政見通し等との整合を図ることで、実質公債費比率の増加を抑制して健全な財政維持と施設維持の両立に取り組んでいます。

広報については、広報誌とホームページ以外での周知が不足しているため、公式LINEの導入による利便性の向上を目指すほか、SNSを活用した積極的な対外周知に努めることとしています。

2 広域連携

広域での共同処理を行っている事務事業については、定期的な見直しを図っており、持続的で効率的に事業を実施することができています。特に、燃えるごみに関しては令和6年度に秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会を設立し、令和17年度の秋田市への委託による稼働に向けて協議しています。

また、現在運用している町村電算システム共同事業によるシステム利用とは別に、令和7年度には秋田県公共事業執行管理システムの共同利用により電子入札を開始するなど、デジタル分野においても広域連携の推進を図っています。

しかしながら、構成市町村との詳細な合意形成や住民の理解という点に課題が残されており、人口減少によりさらに需要が高まることが予想されるため、現状に合わせて適宜柔軟に対応する必要があります。



6 住民意向調査からみたまちづくりの優先課題

住民意向調査における町の施策に関する町民の評価においては、重要度が高いと評価された施策は、上位から順に「児童福祉」、「上水道・生活排水処理」、「学校教育」となっており、これらに対する満足度はいずれも平均値を上回り、相対的に高い評価を得ています。

さらに、第6次総合計画策定時に優先改善項目となっていた「医療機関の充実」を含む福祉関係施策については、「健康づくり」施策に対する満足度がすべての施策中最高値を記録するなど、大きな改善も見られます。

一方で、施策の重要度に対して満足度が低いなど、優先的に改善すべき施策は、「雇用」、「交通体系」、「生活環境保全」などという結果となっており、こうした優先課題への取り組みの強化が求められています。

町への愛着を育み、定住促進と暮らしやすさの向上に向けて、豊かな自然を生かした協働の取り組みにより、産業振興や安全・安心で快適な地域社会維持などの町の基盤づくりをより一層推進し、町民のニーズと時代に即した施策の実施に努める必要があります。

■住民意向調査による優先課題等■

優先度	優先課題である施策
優先課題	雇用
	交通体系
	生活環境保全
	行財政運営
早期改善	住宅・住環境
	商工業
	観光
	農林漁業
	広域連携
	人権・男女共同参画

第2編 基本構想

- 第1章 まちづくりの目標
- 第2章 まちづくりのフレーム
- 第3章 まちづくりの方向性
- 第4章 横断的まちづくり戦略

2

第1編
序論

第1章

第2章

第2編
基本構想

第1章

第2章

第3章

第4章

第3編
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

第1章 まちづくりの目標

1 まちづくりの基本理念

本町は、「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を目指し、町民と行政がともに課題の克服にあたる協働のまちづくりを進めてきました。

しかしながら、かつてない人口減少社会を迎え、持続可能なまちづくりのために対応すべき課題は多様化し、より深刻なものとなっています。

このため、誰もが出産と子育ての希望を叶え、未来ある子どもたちが健やかに育ち、性別や世代を超えて、すべての町民の生きがいと暮らしの安心を地域一丸となって支える協働のまちづくりを目指して、第7次八郎潟町総合計画における基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

つながりを育み 安心な暮らしと 潤いのある地域社会の実現

人口減少社会にあっても、コンパクトな町ならではの魅力を活かして健康で安心な暮らしを育み、子どもや若者を中心として世代を超えた人と人との支え合いにより、将来に向けて持続可能なまちづくりを目指します。

2 まちの将来像

町民一人ひとりが自分らしくいきいきと輝き、地域で子どもや若者の育ちを支えるとともに、誰もが安心して暮らし続けられる町を未来に引き継ぐために、人と人とのつながりや地域との関りを大切にしながら、町民と行政の協働により暮らしの安心と地域の活力を創出するという思いを込めて、基本理念を踏まえた将来像を次のとおり定めます。

将来像

人と地域に寄り添い
希望と活力に満ちた 共生創造のまち

3 基本目標

まちの将来像を確実に実現するため、4つの基本目標を掲げ、それぞれの施策の展開を図ります。

4つの基本目標

1. 豊かさを持続力を生み出すまちづくり
2. 心豊かに未来へつなぐまちづくり
3. いきいきと健康に支え合うまちづくり
4. 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

第2章 まちづくりのフレーム

1 人口指標

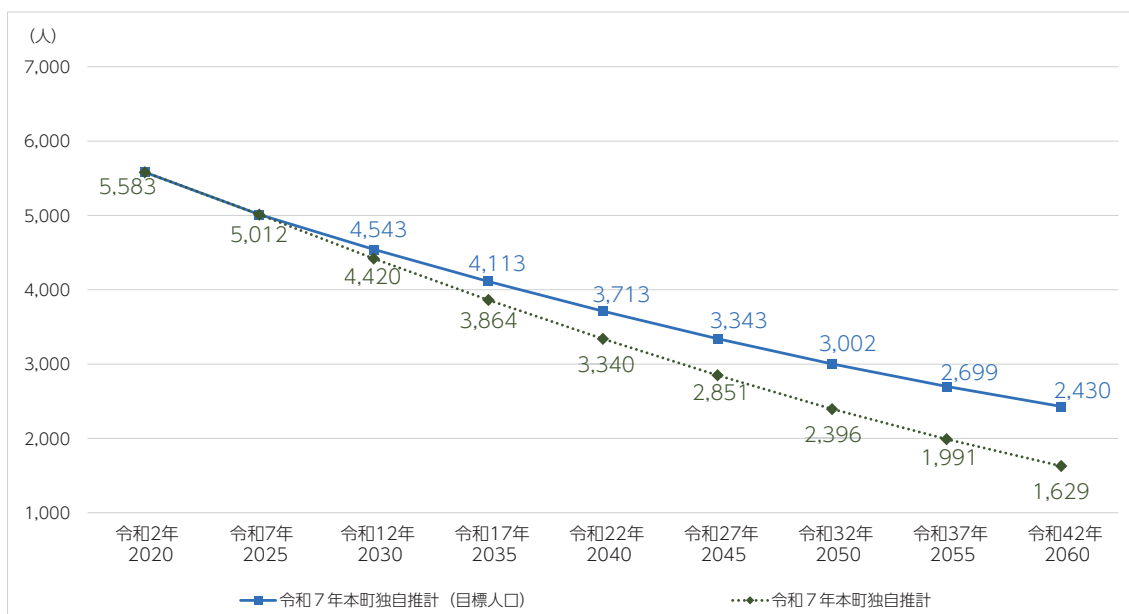
日本全体の人口が減少していく時代を迎え、この危機的な状況を踏まえて、令和2年国勢調査の男女別年齢別人口を基準人口として、国立社会保障・人口問題研究所の推計に本町の人口動態等を加味して将来人口を推計しました。

本町の推計の結果、令和2年に5,583人であった町の人口は、令和12年には4,420人、総合計画の目標年次の令和17年には3,864人に減少し、さらに令和42年には1,629人と2,000人を下回る見通しとなっています。

また、年齢3区分別人口をみると、令和17年には65歳以上の高齢人口は全人口の半数を超え、令和42年には7割を超えるという見通しです。

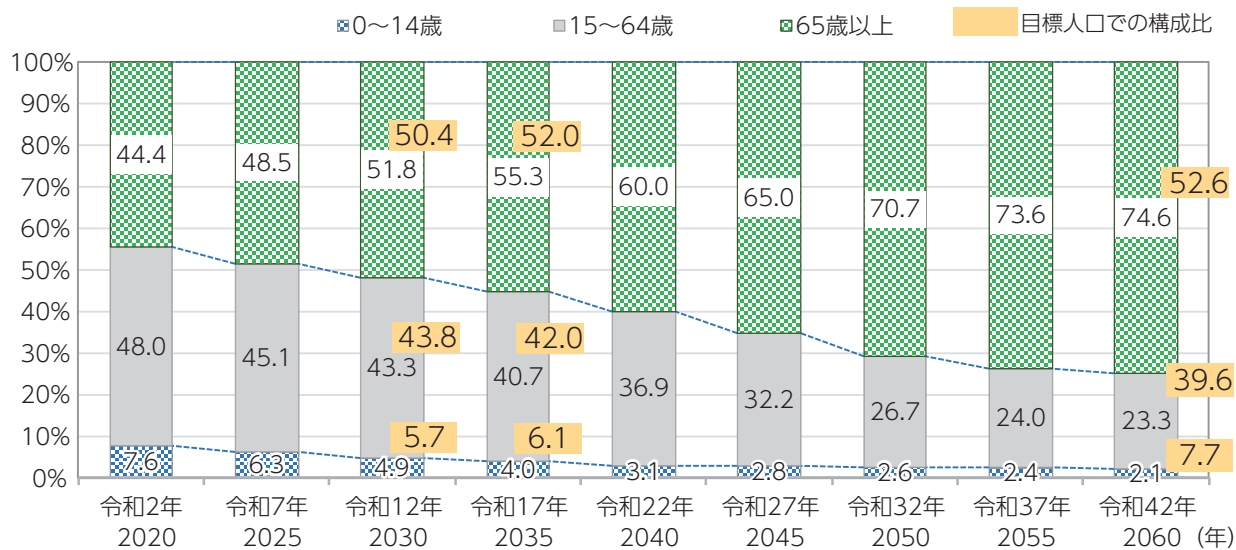
このため、本町では、移住定住の促進や出生数の増加につながる取り組みを推進することで、総合計画の目標年次の令和17年に約4,000人、令和42年に約2,500人の人口維持を目標として、人口減少の抑制と行政サービスの維持に努めます。施策の効果が着実に得られれば、令和12年には4,543人、令和17年には4,113人、令和42年には2,430人の総人口が見込まれる推計となっています。

人口の見通し



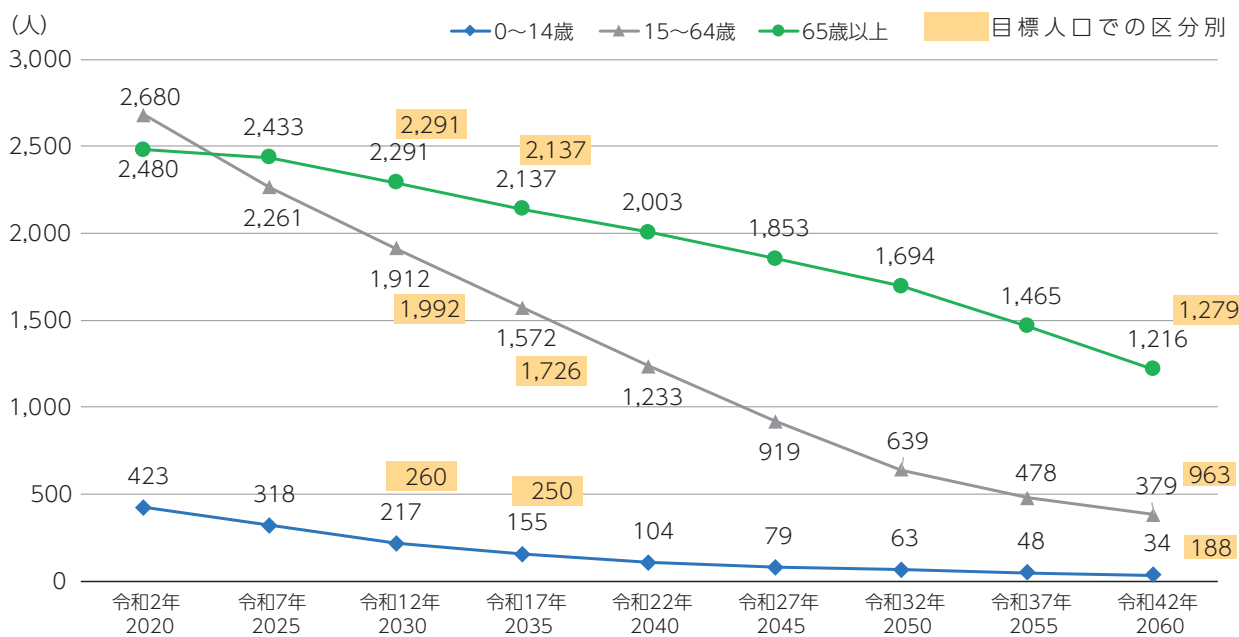
令和2年は総務省「国勢調査より」。令和7年以降は本町独自推計。

年齢3区分別人口構成比の推移見通し



令和2年は総務省「国勢調査より」。令和7年以降は本町独自推計。

年齢3区分別人口の推移見通し



令和2年は総務省「国勢調査より」。令和7年以降は本町独自推計。

2 土地利用

土地は、町民の暮らしや産業活動等を将来にわたって支えるかけがえのない資源です。土地の利用にあたっては、生活環境の向上や自然環境・景観の保全、防災等の視点から、これまでに整備された道路や公園、公共施設、建築物等の既存ストックを有効に活用し、持続的な発展を可能とするまちづくりを推進します。

1. 暮らしを支える拠点及び住宅地の維持

市街地である用途地域及び周辺地域は、居住、商業、交通、教育などの暮らしを支える都市機能を有する地域です。これらの地域では、社会経済情勢を踏まえた土地利用の変化や、町民・事業者のニーズに合わせた柔軟な土地利用を進め、増加している空き家、空き店舗をはじめとした十分に活用されていない土地建物の有効活用に努めます。

田園地域の居住拠点となっている真坂、浦大町、小池、夜叉袋、川崎の5つの集落については、宅地の供給を誘導しながら、町民が安心して快適に生活できる住環境を形成するための基盤整備に努め、公共交通を利用して、市街地の機能を享受できる環境の整備に取り組みます。

2. 計画的な優良農地の保全と活用

町の基幹産業である農業の土台となる優良農地の保全は、自然環境・景観の保全にもつながることから、引き続き農地の環境維持に努め、農業経営基盤の一層の強化を図るため、農地利用の集積・集約化を進め、農業の生産性を高める土地利用を推進して農業資源を次世代に引継ぎます。

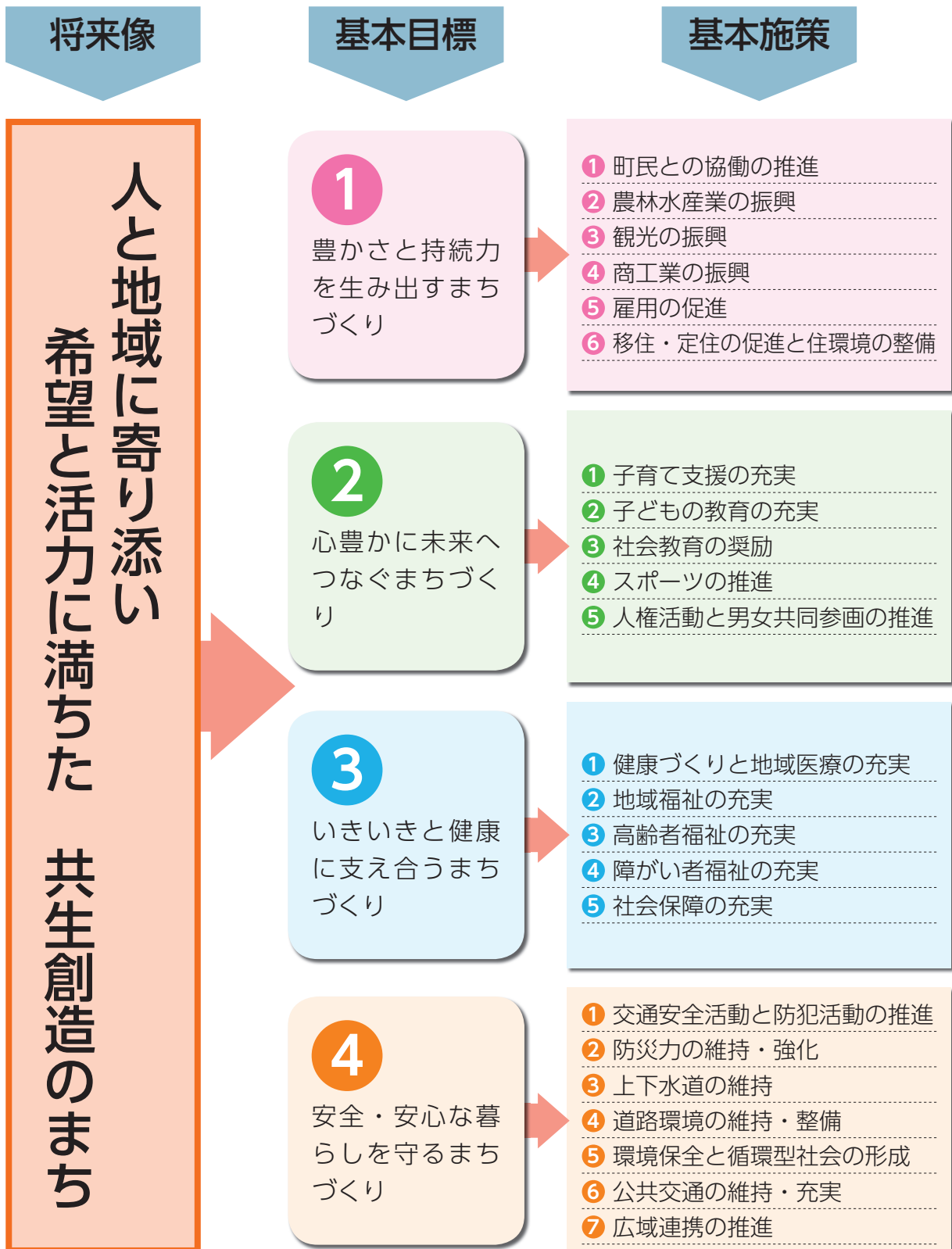
また、農地から住宅地及び産業用地への利用転換については、既存の集落環境や農地と調和した秩序ある土地利用を基本とし、散在的な宅地化の進行を抑制します。

3. 安全・安心な土地利用の推進

豪雨により発生する内水の排水不良や河川の氾濫、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流の発生等は、町民生活を直ちに脅かすものです。自然災害から町民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、ハード事業ソフト事業の適切な組み合わせによる防災・減災措置を実施するとともに、土地利用を適正に規制し、治水・治山の推進により安全で安心な土地利用を推進します。

第3章 まちづくりの方向性

1 施策の体系



2 施策の大綱

基本目標1

豊かさと持続力を生み出すまちづくり

人と地域のつながりを深め、町民と行政の協働を基盤として、効果的な支援で産業振興と雇用の創出を図り、各産業間の連携により新たな付加価値を生み出すとともに、地域の資源・魅力・特色などを最大限に活かした観光振興を推進します。

さらに、地域の活力を維持して住みよい環境を整備することにより移住・定住を促進し、将来にわたり誰もが豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1. 町民との協働の推進

町民や住民団体の自主的な活動と、世代を超えて協力し合う取り組みを広く支援し、住民による主体的なまちづくりへの参画を促す体制を整えます。

また、地域コミュニティの維持において中心的な役割を果たす町内会との連携を強め、行政による積極的な支援により、協働による持続的な地域の活性化を目指します。

2. 農林水産業の振興

本町の基幹産業である農業振興の強化は、町全体の所得向上と活性化につながります。そのため、人口減少や高齢化による生産力の低下対策として、後継者等による農家担い手の育成支援や、労働力不足をカバーするための農業機械購入を支援します。

また、農業経営体質強化のため、農地の集積・集約を進める一方で農業者の法人化を推進します。

農林水産業の活性化策として、生産物の磨き上げによるブランド化や販路拡大等の支援に取組み、所得の向上につながる仕組みづくりを進めます。

3. 観光の振興

観光客を積極的に呼び込み、交流人口の拡大を図ることは、新たな消費の創出や地域経済の活性化及び経済効果の拡大につながります。

本町の秋田県指定無形民俗文化財の「一日市盆踊り」と「願人踊」をはじめ、自然・歴史・文化・産業といった多様な観光資源を相互に連携させ、広域的な視点で観光ルートを形成していく取り組みを推進します。周辺市町村との広域的な連携を進め、日帰り型観光から滞在型観光への転換を図り、観光による地域活性化を目指します。また、インターネット等を活用した情報発信の強化を図ります。

4. 商工業の振興

町内商店街の維持・発展や新たな企業誘致、既存企業との連携、そして中小企業への支援といった施策を総合的に進めることが、町の持続的な発展や経済の活性化につながります。そのためには商工会等と協力しながら町内企業の経営基盤を支えていくことが必要不可欠です。

事業承継支援や経営基盤強化策、補助金制度などのサポートに加え、空き店舗を活用した新規出店支援等の取り組みによって、町内商店街のにぎわい創出や活性化につなげていきます。

5. 雇用の促進

地域の雇用を支えるためには、町内商工業者の経営基盤の強化を進める必要があり、商工会等と連携して、経営者及び後継者を支援するとともに、経営相談や融資制度の運用などによる経営の安定化を図っていきます。また、ハローワークなどの関係機関との連携により、求人情報の積極的な周知に努めます。

さらに、新たな雇用を創出するため、脱炭素事業とともに産業振興に資する事業などの実施について検討し、採算性や持続可能性も考慮しながら、旧八郎潟小学校校舎と周辺敷地などのエリアを活用した新規事業の実施を目指していきます。

6. 移住・定住の促進と住環境の整備

移住・定住を促進し、地域に新たな活力を生み出すために、空き家や町営住宅跡地の利活用を進め、移住者がより転入しやすい環境の整備や積極的な情報発信を強化するとともに、住宅のリフォーム補助や危険空き家の除却によって、住民にとって快適で安全な住環境の維持に努めます。

基本目標 2

心豊かに未来へつなぐまちづくり

妊娠、出産から幼児教育・保育、義務教育の修了に至るまで、一人として取りこぼすことなく、切れ目のない一貫した支援を実施し、地域全体で子どもの心豊かな育ちと子育て世帯を支える環境の整備に努めます。

また、社会教育やスポーツを振興し、健康で実りある生活の実現を図り、差別や偏見のない郷土愛に溢れた支え合いのまちづくりを目指します。

1. 子育て支援の充実

子育てのニーズに合わせて、妊娠期から切れ目のない子育て支援を展開し、包括的な相談体制を構築するとともに、認定こども園が提供する教育・保育のさらなる充実と、子どもを見守る体制の強化を図るため、園舎や児童館などの環境の整備を推進します。また、子育て世帯への経済的支援を継続するほか、地域で子どもの健やかな育ちを支えることにより、子育ての希望がかなうまちづくりを目指します。

2. 子どもの教育の充実

本町の子ども一人ひとりが、将来の社会の中で目標をもって自らの人生を切り拓くとともに、多様な他者と協働して持続可能な社会を創るための基盤となる「生きる力」を身に付けることができるよう、こども園、小・中学校、教育行政、地域が目標を共有し、力を合わせて9年間を見通した教育の実施に努めます。

このために、園・学校間の教育連携を積極的に進めるとともに、コミュニティスクールの機能と町の学校（園）評価システムによる検証改善サイクルを効果的に活用し、地域や関係諸機関の協力・支援を得ながら、日々の教育の充実を図ります。

3. 社会教育の奨励

生涯学習の環境を整え、「町づくり・人づくり」のための学習機会の提供に努めるとともに、はちパルや農村環境改善センターなどの交流施設で各種イベントを開催します。

また、学校と地域との連携を更に強め、豊富な知識や熟練した技能をもつ人材を生かした特色ある教育活動を展開するほか、町の歴史や文化を次世代に正しく捉えるために、文化財の保存、民俗芸能の後継者育成に努めます。

4. スポーツの推進

中羽立公園を生涯スポーツやコミュニティスポーツ活動の拠点とするため、施設改修の年次計画を策定して環境整備に努めます。

また、各団体と連携し、楽しんで気軽に参加できるスポーツや健康寿命延伸を目指した運動教室の普及を図りながら、その団体運営を支援して指導者の育成に努めます。

5. 人権活動と男女共同参画の推進

基本的人権に根差した地域社会の実現に向けて、あらゆる人権問題の解決と未然防止に努め、人権教育の充実や啓発活動を推進します。また、男女が互いに尊重し合う男女共同参画を推進し、差別や偏見がなく誰もが平等で、若者や女性にも選ばれる地域を目指します。

いきいきと健康に支え合うまちづくり

高齢化と人口減少が進む現状を踏まえ、町民がいきいきと支え合う取り組みを推進し、地域包括ケアや予防重視の健康づくりの強化をすることで、健康増進による医療費の抑制を図り、保健・医療・福祉が連携して、住み慣れた地域で安心と活力に満ちた生活を送ることができるよう支援します。

1. 健康づくりと地域医療の充実

一次予防を中心とした健康づくりの取り組みを強化し、地域資源を活用した町民参加型事業の充実に努めることで、健康寿命の延伸を図り、健康に支え合う地域の実現を目指します。

医療体制については、現状の医療体制を維持するとともに、保健・医療・福祉の連携強化により、町民にとって必要なサービスが効率よく受けられるように体制を整備します。

2. 地域福祉の充実

性別や年齢、障がい、生活の状況によらず、誰もが健康で自立した生活を送ることができるよう、住民一人ひとりの事情に合わせた支援を展開するとともに、さまざまな立場の人々が互いに主体性をもって支え合う共生社会の実現を目指します。

3. 高齢者福祉の充実

高齢者の自立と自主的な社会活動への参加や、生きがいづくりを総合的に支援するとともに、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

また、高齢者一人ひとりの状況に合わせて、より効果的で質の高い介護給付と予防給付の実施に努めるとともに、認知症施策においても地域ぐるみの見守り体制を強化することで、いきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

4. 障がい者福祉の充実

障がい者の生活を支援するために、障害福祉サービスや、地域生活支援事業の充実に努め、各種制度の活用につながるよう支援するとともに、就労と社会参加の促進を目指します。さらに、障害に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、広く啓発に努めます。

5. 社会保障の充実

疾病の早期発見・予防に関する取り組みを推進することにより、健診等の適正な受診と

健康管理意識の高揚を図り、医療費の抑制を推進するとともに、国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度、福祉医療制度、国民年金制度などの社会保障制度の健全な運用に努めます。

基本目標 4

安全・安心な暮らしを守るまちづくり

事故や犯罪、自然災害などから町民を守り、豊かで美しい自然を次世代につなぐために、一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、ともに手を取り支え合う協働の取り組みを推進します。また、生活インフラとしての公共交通の維持に努め、近隣自治体との広域的な連携による効果的なまちづくりを推進することにより、将来にわたり持続可能で安全・安心な社会の実現を目指します。

1. 交通安全活動と防犯活動の推進

町民一人ひとりの交通安全と防犯に関する意識を高めるとともに、町民、警察、関係団体等と協力して互いに連携を強化し、地域全体で暮らしの安全を守る体制を整備することにより、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。

2. 防災力の維持・強化

多発する大規模な自然災害に備えて、資機材や設備の充実を図るほか、「自助」「共助」「公助」の連携を基本とした消防・防災体制を確立と充実に努めます。

また、訓練などをおして消防団や地域との連携を強化し、災害時には住民への的確で迅速な支援にあたる体制を整備します。

3. 上下水道の維持

安全でおいしい水を安定的に供給する給水事業の充実のため、水道施設の老朽化対策を講じ、長期的視点で計画的に整備を進めます。

また、快適な生活環境の確保と自然環境の保全のため、生活排水処理施設の適正な維持管理に努め、未整備地区の水洗化を進めます。

4. 道路環境の維持・整備

産業の発展や快適な生活のため、国道や県道の整備促進に向けた関係機関への要望や町道の改良・維持管理の充実に努め、町民のニーズに対応した道路整備を進めるとともに、冬期間の安全な道路交通の確保を図るため、きめ細かな除排雪に努めます。

5. 環境保全と循環型社会の形成

省エネ行動の徹底、再生可能エネルギーの積極的な導入と利活用、脱炭素を通じた新たな価値の創出の3つの方針を基本に、地球温暖化防止に向けてさまざまな取り組みを推進していきます。

また、廃棄物を資源として最大限に活用し、ゴミの減量を徹底することにより、環境への影響を最小限に抑える循環型社会の実現を目指します。

6. 公共交通の維持・充実

近隣町村との連携による南秋地域公共交通活性化協議会の取り組みを軸として、公共交通の維持に努め、交通施策の充実を図ります。住民の重要な移動手段としての公共交通の日常利用を促進するとともに、バスやタクシーの運行事業者を効果的に支援し、利用者のニーズに合わせた事業を展開することで、暮らしの安全・安心の確保や地域のにぎわい創出などの地域課題の克服を目指します。

7. 広域連携の推進

地域に不可欠な公共サービスを維持するとともに、既存の事務の効率化を推進するため、近隣市町村とのつながりを強化します。人口減少が深刻化する中であっても、より効果的で効率的な事業実施に努めることで、町民サービスの向上を図り、住みよいまちづくりに貢献するため、広域連携のさらなる充実を推進します。



第4章 横断的まちづくり戦略

1 戦略の趣旨

我が国では、2011年以降、総人口が一貫して減少するという課題に直面し、2014年からは地方創生によりその課題の克服に取り組んできましたが、現在までに人口減少と少子高齢化を抑制することはできませんでした。特に秋田県においては、国内で少子高齢化が最も進行している地域となっており、本町でも人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

このような状況を踏まえて、これまでの地方創生の取り組みをより横断的に推進し、施策ごとの隔たりを超えて人口減少の抑制に取り組むとともに、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

そこで、地方創生に係るまちづくり戦略を施策横断的に総合計画に位置付け、急速に進行し続ける人口減少と少子高齢化への対策の重点的な強化を図ることで、本町の将来像の実現を目指します。

2 戦略の項目

国・県の地方創生に係る構想及び総合戦略等を踏まえたうえで、人口減少の抑制と人口減少に対応した町づくりを共通目標として施策間で共有するため、施策横断的な戦略の項目を次のとおりとします。

【戦略の項目】

項目1 社会減対策

施策の分野

産業、雇用、移住・定住、住環境、教育、多様性の包摂

項目2 自然減対策

施策の分野

結婚支援、子育て支援、健康づくり、高齢者福祉、社会保障

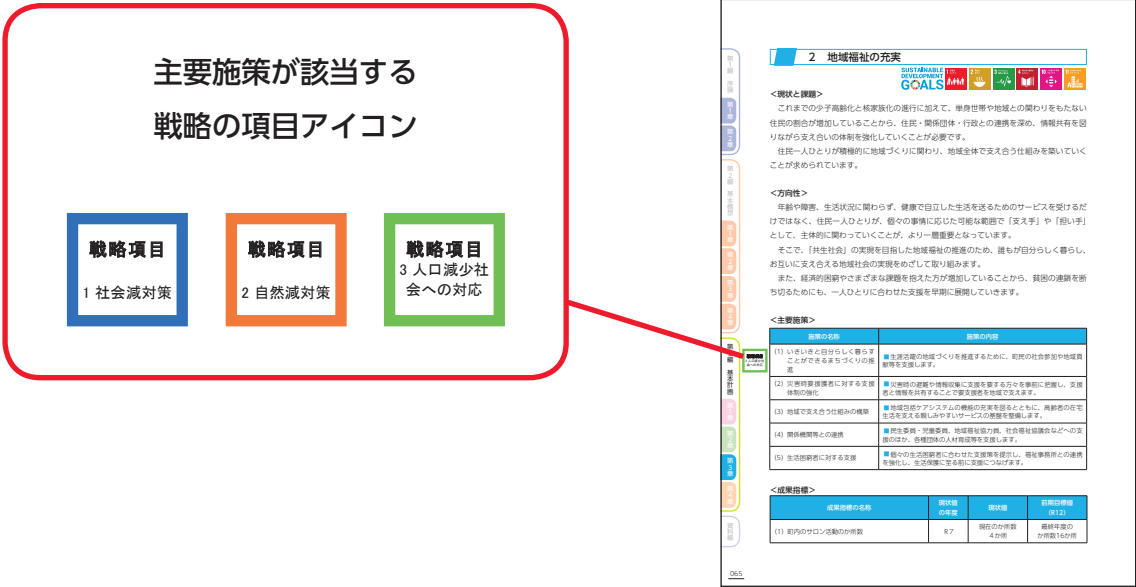
項目3 人口減少社会 への対応

施策の分野

協働、住環境、生涯学習、地域医療、地域福祉、防災、上下水道、公共交通、広域連携

3 戦略の運用

横断的なまちづくり戦略の施策及び事業については、下図のとおり本計画の基本計画に示す主要施策により構成することとし、施策横断的に戦略の項目への取り組みを推進し、相互に連携することで効果の最大化を図ります。



4 戦略の推進方針

項目1

社会減対策（産業、雇用、移住・定住、住環境、教育、多様性の包摂）

<現状と課題>

減少を続ける人口のうち、若年層の減少はとりわけ大きな課題であり、就学を機に転出する若者、就職又は結婚を機に転出する生産年齢人口の増加により、地域経済の規模が縮小し、地域コミュニティの担い手不足がますます深刻になっています。

こうした構造の人口減少は、長期的には自然減の増加にも大きく影響することから、生産年齢人口の減少の抑制に直接影響力をもつ社会減対策に取り組む必要性が高まっています。

<方向性>

産業振興と雇用促進、教育の推進などで地域の活性化を図るほか、地域社会の多様性を高めることにより、若者や女性にも選ばれる地域づくりに努めます。また、これらに加えて移住・定住の促進と一体的に住環境の整備を図ることで、より効果的な社会減対策の実施を目指します。

<戦略の施策>

基本計画該当箇所		
基本施策の名称	主要施策の名称	掲載ページ
第1章2 農林水産業の振興	(1) 新たな農地の集積促進	44ページ
	(2) 新たな農地の集約促進	44ページ
第1章3 観光の振興	(1) 観光客の滞在時間の延長	46ページ
	(2) 年間を通じて観光客を呼べる資源の構築	46ページ
第1章4 商工業の振興	(1) 空き店舗を活用した新規出店支援	48ページ
	(2) 事業承継と担い手不足の解消	48ページ
	(3) 製造業・建設業の活性化	48ページ
第1章5 雇用の促進	(1) 町内の雇用の促進	50ページ
	(2) 新たな雇用の場の創出	50ページ
第1章6 移住・定住の促進と住環境の整備	(1) 移住・定住支援の促進	52ページ
	(2) 空き家バンクの有効活用・機能充実	52ページ
	(4) 住まいづくり支援事業	52ページ
	(5) 町営住宅整備事業	52ページ
第2章2 子どもの教育の充実	(4) 郷土愛の醸成と国際理解教育の推進	56ページ
	(5) 教職員が働きやすい職場環境の整備	56ページ
第2章5 人権活動と男女共同参画の推進	(1) 人権教育と啓発の推進	62ページ
	(2) 男女共同参画の推進	62ページ
第3章4 障がい者福祉の充実	(1) 生活支援の充実	68ページ
	(2) 理解と協力の拡大	68ページ

項目2

自然減対策（結婚支援、子育て支援、健康づくり、高齢者福祉、社会保障）

<現状と課題>

本町においては、主に30代の未婚率が全国と秋田県の平均を大きく上回る上、子育て世代の現在の子どもの人数の平均は、理想とする子どもの人数の半分に満たない状況となっており、今後も出生数の減少が進むという課題を抱える状態が続いています。

このような中で、結婚、出産、子育ての希望をかなえる支援の提供により、若者が希望をもって将来設計を描くことができる地域社会を実現し、子育て世代に選ばれる地域であるためのさらなる環境の整備が重要となっています。

<方向性>

結婚を望む若者の希望を叶えるための取り組みを継続するほか、複雑化した子育てに関する課題に細やかに対応する体制を整備することで、安心して子育てができる環境を創出する

取り組みを推進します。

また、地域医療、介護、福祉サービス等の充実に努め、若者から高齢者まで、すべての町民が健康で安心して暮らすことができる地域社会を形成し、実効性のある自然減対策の実施を目指します。

特に、結婚支援については、自治体の枠を超えて結婚の希望をかなえる取り組みを広く推進するため、県内で結婚支援を行う団体への登録を支援する補助事業を次のとおり継続して実施します。

<主要施策>

戦略項目
2 自然減対策

施策の名称	施策の内容
(1) 婚活支援事業の推進	■結婚を希望する方の婚活を後押しし、町民の参加を支援することで少子化の主要な要因である未婚率の上昇への対策を推進します。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) あきた結婚支援センター登録補助件数	R6	直近4年間の合計7件	前期5年間の合計15件

<戦略の施策>

基本計画該当箇所		
基本施策の名称	主要施策の名称	掲載ページ
第2章1 子育て支援の充実	(1) 教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の総合的な提供	54ページ
	(2) 子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の推進	54ページ
	(3) 地域で子どもを見守る環境の整備	54ページ
	(4) 子育て家庭に対する経済的支援の充実	54ページ
第3章1 健康づくりと地域医療の充実	(1) 町民の主体的な健康づくりへの支援	64ページ
	(2) 健康診査の充実と保健事業の強化	64ページ
第3章3 高齢者福祉の充実	(1) 介護予防の総合的な推進	66ページ
第3章5 社会保障の充実	(6) 健康診査等事業の推進	70ページ

※上表のほか、「婚活支援事業の推進」に取り組みます。

項目3

人口減少社会への対応

(協働、住環境、生涯学習、地域医療、地域福祉、防災、上下水道、公共交通、広域連携)

<現状と課題>

人口減少と少子高齢化が進行する中で、生活の利便性の向上や生活必需サービスの担い手の確保などに課題がある状況が続いており、激甚化する災害に対する防災体制の強化も必要となっています。

また、生活の利便性の向上と行財政運営の効率化を効果的に両立するため、より計画的で安定した財政運営に努めるとともに、より広域的な連携と一層多様な協働の取り組みが求められています。

<方向性>

地域全体の高齢化の進行を見据えて、行政サービスの内容と提供の方法等について適宜見直しを加えて対応策を講じ、情報公開と広報・広聴活動の充実を図ることにより、町民の理解を得ながら協働のさらなる推進に努めます。

こうした取り組みをとおして、地域の防災力の強化と必要な生活機能の向上や持続的な確保を図るとともに、地域で暮らす方々の不安を解消し、活力ある地域を維持するため、限られた財源と人員を効果的に活用し、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指します。

<戦略の施策>

基本計画該当箇所		
基本施策の名称	主要施策の名称	掲載ページ
第1章1 町民との協働の推進	(1) 町内会等地域コミュニティの活性化と各種団体活動支援の強化	42ページ
	(2) 住民提案による地域課題克服に資する事業に対する補助金	42ページ
第1章6 移住・定住の促進と住環境の整備	(3) 危険空き家対策事業	52ページ
第2章3 社会教育の奨励	(1) 多様な学習機会の確保と活動の充実	58ページ
第3章1 健康づくりと地域医療の充実	(5) 保健・医療・福祉の連携体制の整備	64ページ
第3章2 地域福祉の充実	(1) いきいきと自分らしく暮らすことができるまちづくりの推進	65ページ
第4章2 防災力の維持・強化	(1) 防災設備の強化	74ページ
	(2) 防災対策の強化	74ページ
	(3) 防災組織の育成・強化	74ページ
第4章3 上下水道の維持	(1) 老朽化施設更新計画の推進	76ページ
	(2) 配水管の耐震化推進	76ページ
	(3) 重要給水施設管路耐震化計画の推進	76ページ
	(5) 下水道ストックマネジメントの推進	76ページ
第4章6 公共交通の維持・充実	(1) 公共交通の維持及び普及促進	81ページ
第4章7 広域連携の推進	(1) 自治体間の広域的な連携強化	82ページ

第3編 基本計画

第1章 豊かさを持続力生み出すまちづくり

第2章 心豊かに未来へつなぐまちづくり

第3章 いきいきと健康に支え合うまちづくり

第4章 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

3

第1編
序論

第1章

第2章

第2編
基本構想

第1章

第2章

第3章

第4章

第3編
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

第1章 豊かさと持続力を生み出すまちづくり

1 町民との協働の推進



<現状と課題>

これまでの協働の推進をとおして、行政や防災活動への協力、町の各種委員会等への委員としての参画、各分野でのさまざまな事業の実施など、行政と町民が協力して多種多様な取り組みを行ってきました。しかしながら、深刻化する人口減少と少子高齢化の中で、安全・安心に支えられた豊かな暮らしを維持するためには、その基盤となる地域と人とのつながりが、ますます重要なものとなっています。

全国的な社会課題である地域コミュニティの担い手やさまざまな団体の後継者不足、さらには地域活動の縮小と参加者の固定化などによるコミュニティの空洞化については、本町においても重要な地域課題となっています。

<方向性>

協働によるまちづくりの核となる地域コミュニティの活力を維持するため、特にその中心的な役割を担う町内会との連携を強め、ボランティア団体やNPO法人など各種住民団体の活動の活性化を図ります。

また、高齢を迎える退職後の町民のみに地域のニーズへの対応を頼るのではなく、学生や生産年齢にあたる町民との協働を模索することにより、多くの町民や団体が主体的にまちづくりに関わることができるよう、「町民主役」のまちづくりを目指した連携の強化と支援の充実を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 町内会等地域コミュニティの活性化と各種団体活動支援の強化	<p>■ 町民主体の活動による地域コミュニティの活性化を図り、各種団体の自主的な運営を推進するため、町内会、ボランティア団体並びにNPO法人などの団体の活動を支援します。</p>
(2) 住民提案による地域課題克服に資する事業に対する補助金	<p>■ 学生などの若者を含む住民提案型の地域課題克服に資する事業を公募し、審査のうえ採択した事業の実施に係る経費を助成することで、地域課題克服に向けた活動をとおして、協働による地域の活性化を図ります。</p>

戦略項目
3 人口減少社会への対応

戦略項目
3 人口減少社会への対応

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 地域活性化助成金の活用件数	R6	直近4年間の合計53件	前期5年間の合計95件
(2) 地域除排雪助成金の活用件数	R6	直近4年間の合計6件	前期5年間の合計5件
(3) コミュニティ助成事業の活用件数	R6	直近4年間の合計5件	前期5年間の合計3件
(4) 住民団体主催イベント等への支援件数	R6	直近4年間の合計7件	前期5年間の合計10件
(5) 住民提案による地域課題克服に資する事業に対する補助件数	—	—	前期5年間の合計5件



2 農林水産業の振興



<現状と課題>

本町の基幹産業は農業であり、水稻の生産が中心となっています。しかし、年々進行する人口減少と少子高齢化の影響により、担い手が徐々に減少しており、未耕作地が増加するものと懸念されています。未耕作地の増加は、雑草や害虫の繁殖などに繋がり、周辺農地へ悪影響を及ぼし、農家の生産意欲にも影響を与えかねません。

森林については、相続登記等が適切に行われてこなかったことなどから、適切に管理されておらず、木材価格の低迷や後継者不足等も相まって、森林に対する管理の意識が薄れてきています。そのため、森林の適切な管理にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な管理が求められています。

本町の水産業については、高齢化の影響などにより従事者が年々減少している状況です。

<方向性>

町の農業を持続させるためには、営農しやすい体制を推進するため、農地の集積と集約を進める一方で、国や県の補助金を活用した農業機械の導入、新たな担い手の確保や農業法人の育成に努める必要があります。

森林の適切な管理については、森林経営管理制度を積極的に推進していく必要があります。本制度は、森林所有者自らが経営管理を実施できない場合、または実施できていない場合、森林の所有者から市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村が自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の適正化を促進するものです。町は森林所有者へ経営管理の意向を確認し、仲介役となって森林を適正に管理する役割を担っていきます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 新たな農地の集積促進	■ 新たに農地を集積した認定農業者に対し、奨励金を交付します。
(2) 新たな農地の集約促進	■ 農地を集約するため、出し手・受け手ともに農地中間管理機構への斡旋を促進します。
(3) 次世代の担い手の確保と育成支援	■ 地域の担い手から経営を継承した後継者や新規就農者への支援により、新たな担い手の確保と育成を推進します。
(4) 森林適正管理事業	■ 森林所有者に対し、意向調査を実施し、適切な森林管理に繋げていきます。

戦略項目

社会減対策

戦略項目

社会減対策

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 認定農業者へ新たに集積した農地面積	R7	過去5年間に集積した農地の面積 14.3ha	最終年度の合計17.2ha
(2) 森林所有者への意向調査面積	R7	過去に実施した意向調査面積 22.73ha	最終年度の合計30.00ha



第1編
序論

第1章

第2章

第2編
基本構想

第1章

第2章

第3章

第4章

第3編
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

3 観光の振興



<現状と課題>

八郎潟町には、秋田県指定無形民俗文化財の「一日市盆踊り」と「願人踊」が伝承されており、これらの民俗芸能は地域の歴史と文化を象徴する貴重な観光資源であり、町の魅力を発信するうえで重要な役割を担っています。こうした一定の集客力を持つ観光資源があるものの、開催が年間を通して継続するものではなく、一時的な集客に限られているのが現状です。年間を通じて観光客を呼び込める資源は、高岳山の浦城跡が中心となっています。浦城跡では県外からの観光客を中心に、NPO法人「浦城の歴史を伝える会」によるガイド付きツアーなどが人気を集めています。しかし、NPO法人では担い手の高齢化が進んでおり、活動の持続性が懸念されるため、今後は世代交代を進めるとともに、活動基盤を強化する必要があります。

他にも、本町は、早朝から深夜まで発着があり特急停車駅であるJR八郎潟駅や秋田自動車道の五城目八郎潟ICなど交通アクセスに恵まれており、観光客の誘致に有利な条件を有しながら、町内には宿泊施設が存在せず、観光客の宿泊受け入れが困難であるという課題があります。このため、観光客が日帰りでの訪問に留まってしまう傾向にあることから、公共施設の活用による宿泊施設の検討や周辺市町村との連携による宿泊施設の整備・利用が求められています。

総じて、本町の観光振興には、自然・歴史・文化・産業といった多様な観光資源を相互に連携させ、広域的な視点で観光ルートを形成していく取り組みが重要となります。これにより、日帰り型観光から滞在型観光への転換を図り、観光による地域活性化を推進していくことが求められます。

<方向性>

八郎潟町は、伝統芸能や浦城跡など貴重な観光資源を有していますが、宿泊施設がなく日帰り観光が中心で、イベントも一時的な開催に留まっています。また、NPO法人の高齢化により活動継続も課題です。

今後は、周辺地域へのアクセスのよさなどの利便性を活かし、広域連携による滞在型観光の推進、通年型観光資源の育成、担い手の育成と世代交代、観光資源の連携とブランド化、住民参画による地域活性化を基本方針とし、既存の観光資源をブラッシュアップしながら、持続可能な観光振興を目指していく必要があります。

加えて、情報発信にも力を入れ、インターネットやSNSを有効活用し、町のよさを広く伝えていきます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 1 社会減対策 </div> (1) 観光客の滞在時間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺市町村をはじめ商工会や周辺市町村観光協会、公共交通事業者と連携し、広域的な宿泊・観光ルートを構築することで、滞在時間の延長を図ります。 ■ 宿泊施設不足に対応するため、公共施設や民泊制度の活用、周辺市町村との連携など柔軟な受け入れ体制を整備します。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 1 社会減対策 </div> (2) 年間を通じて観光客を呼べる資源の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 季節ごとの観光資源を組み合わせ、年間を通じて集客できるプログラムを構築します。
(3) 持続可能な体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ NPO法人や観光ボランティア、観光協会と行政が連携し、研修会等の開催について検討します。 ■ デジタル技術を活用し、負担軽減と情報発信力強化を図ります。 ■ 国や県、関係機関の助成制度の活用に向け、情報収集に努めます。
(4) 魅力の効果的な発信とブランド化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然・歴史・文化・産業など、町内の観光資源を組み合わせ、「八郎瀧町ならではの」観光ルートや物語を創出します。 ■ SNSや動画などを活用したデジタルマーケティングを強化し、県外からの誘客を図ります。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (R12)
(1) 公共施設を活用した宿泊施設や周辺市町村との連携宿泊施設数	—	—	最終年度のか所数2か所
(2) 体験型イベント実施件数	—	—	最終年度の実施件数2件



4 商工業の振興



<現状と課題>

八郎潟町の商業は、人口減少による消費者の減少や消費者ニーズの多様化、さらには周辺市町村に立地する大型商業施設への購買力の流出といった構造的な課題に直面しています。これにより、町内商店街のにぎわいは低下し、地元商業の維持や活性化が難しい状況となっています。また、多くの事業者において、高齢化と後継者不足が深刻化していることから、廃業や空き店舗の増加が進行しており、商店街の再生や地域商業の持続可能性に大きな影響を与えています。

工業分野に目を向けると、町内には現在2社の誘致企業が立地していますが、景気の悪化や原材料費の高騰、労働力不足などの影響により、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。そのため、事業承継支援や経営基盤強化策、補助金制度などによる持続的なサポートが不可欠です。今後は既存企業との連携強化や異業種との協働、新たな企業誘致による産業基盤の拡大が課題となっています。

総じて、本町の商工業については、人口減少や消費者の町外流出、高齢化と後継者不足による商店街の衰退など、多面的な課題に直面しています。

<方向性>

地域商業の維持・発展や新たな企業誘致、既存企業との連携、そして中小企業への支援といった施策を総合的に進めることが、町の持続的な発展につながる重要なポイントとなっています。その中でも、地域経済を支える町内事業者の経営基盤の強化については、商工会と連携した支援のほか、経営相談や融資制度などの活用を促すことにより、町内事業者の経営の安定化を図ります。

これらの取り組みを着実に進めることで、八郎潟町は商工業を通じて、住みやすく誇りを持てるまちづくりを目指していきます。

<主要施策>

	施策の名称	施策の内容
戦略項目 1 社会減対策	(1) 空き店舗を活用した新規出店支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商店街のにぎわい創出や消費者の多様化するニーズに応えるため、空き店舗を活用した新規出店を支援します。
戦略項目 1 社会減対策	(2) 事業承継と担い手不足の解消	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移住者や若者が町内で起業しやすい環境を整備し、経営に必要な知識や技術を学べる研修や職業体験を通じて、次世代の人材を育成します。 ■ 商工会と連携し、事業承継のための助成金制度の創設、事業承継マッチング事業などの施策を検討します。
戦略項目 1 社会減対策	(3) 製造業・建設業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通の利便性を活かした新たな企業誘致を行い、誘致企業と町内企業が協力できる環境を整備します。 ■ 農業や観光と連携して新しい商品やサービスを生み出し、町の魅力を広げていきます。
	(4) 異業種参入への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 異業種への参入などの挑戦を新たに促進するため、支援制度を検討します。
	(5) シェアオフィス等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き店舗や遊休施設などを活用したシェアオフィス等の設置について検討します。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 商店後継・起業支援交付金の利用人数	R7	直近5年間の合計5人	前期5年間の合計5人
(2) 企業誘致件数	R7	直近5年間の合計0件	前期5年間の合計1件
(3) 店舗出店改修等補助金の利用件数	R7	直近5年間の合計4件	前期5年間の合計4件



5 雇用の促進



<現状と課題>

日本銀行秋田支店が令和8年1月に公表した県内金融経済概況では、雇用・所得については「緩やかに改善している。」としており、秋田労働局が令和7年12月に公表した秋田県内の雇用情勢によると、県内の雇用情勢は「求人は求職を上回って推移しているものの、緩やかに減少している。物価上昇等が与える影響について注意する必要がある。」という状況となっています。

本町の雇用については、家業として店舗等を営んでいる事業者における後継者不足、事業所・企業の減少など、少子高齢化の進行と人口減少の影響により、依然厳しい状況にあります。また、企業誘致についても平成元年度を最後に実績がない状態が続いており、本町単独での企業誘致は容易なことではないと考えています。

このように、雇用の促進については、雇用の安定と新たな雇用の場の創出、後継者問題への対応、的確な求人情報の提供など、多くの取り組むべき課題を抱えています。

<方向性>

地域の雇用を担う町内商工業者の持続的発展のために必要となる支援の継続と充実に努め、ハローワークなどの関係機関との連携により、求人情報の積極的な周知に努めます。

さらに、町では、新たな雇用を創出するため、旧八郎潟小学校校舎、周辺敷地及び町有施設を中心としたエリアを活用した脱炭素事業や農業所得の向上を目的とした農家への波及効果の高いモデル事業、その他の産業の振興に資する事業について、事業実施と持続可能性について調査・検討を進めています。今後は事業の採算性や持続可能性を考慮しながら、本格的な事業の実施を目指すこととしています。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 町内の雇用の促進	<p>■ 町民の雇用を促進するため、町民を常用雇用した事業所に対し、引き続き支援を継続します。</p>
(2) 新たな雇用の場の創出	<p>■ 遊休施設及び遊休地等を活用した脱炭素事業や農業所得の向上を目的とした農家への波及効果の高いモデル事業、その他の産業の振興に資する事業の実施を目指します。</p>

戦略項目
1 社会減対策

戦略項目
1 社会減対策

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R12)
(1) 雇用促進奨励金の新規利用人数	R7	直近5年間の合計5人	前期5年間の合計5人
(2) 遊休施設及び遊休地等を活用した各種事業の常用雇用人数	-	-	前期5年間の合計10人



6 移住・定住の促進と住環境の整備



<現状と課題>

八郎潟町は、県都秋田市へのアクセスが良好で、子育て環境も充実していますが、移住・定住施策にはそれらの利点が活かされていない状況です。

交通と子育て環境とともに移住促進で重要となる住環境については、老朽化に伴い改修等が必要な住宅が増加しているため、危険空き家の撤去、民間住宅のリフォーム、町営住宅の適正戸数管理を推進し、快適で安全な住環境の維持に努めるとともに、増加する空き家の活用を図るなど、移住者にとってより転入しやすい環境の整備が求められています。

しかしながら、空き家バンクの登録件数と利用件数は伸び悩んでいるほか、移住者への直接的な支援についても魅力的な内容とはなっていないため、空き家バンクへの登録と利用に関する働きかけを強化するとともに、移住希望者への新たな支援制度の創設、積極的な情報発信などの施策を展開する必要があります。

<方向性>

本町の独自性を生かした移住促進のため、「通勤も子育ても安心できる町」というメッセージを明確にし、移住希望者向けの住宅に関する行政情報とセットにした情報発信により、移住希望者への働きかけを強化します。

また、移住・定住促進に向けた住宅施策の充実を図るため、町営住宅の適正な戸数管理と建て替えや取壊し後の跡地利用を効果的に進めます。

さらに、空き家の利活用については、空き家の所有者への働きかけの強化、空き家調査に関する業務委託の検討などの情報収集や登録事務の簡素化に努め、空き家バンクの周知を図るほか、危険空き家に関しては除却を進めることで、良質な住宅・住環境を実現します。

こうした取り組みのほか、移住支援と空き家リフォーム補助をセットにしたパッケージや移住者同士が交流できる仕組みを整え、移住者が暮らしやすい環境を整備することで、人口減少に歯止めをかけ、地域に新たな活力を生み出すことを目指します。

<主要施策>

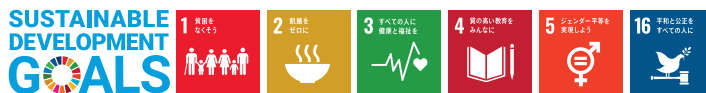
施策の名称	施策の内容
戦略項目 1 社会減対策 (1) 移住・定住支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援金の拡充や子育て世帯への加算条件を見直すなど、他市町村と制度の差別化を図ります。 ■ 移住・定住に関する支援策のさらなる充実について検討し、移住者の増加と定住促進を図ります。 ■ 首都圏や大都市で行われる移住定住フェアに積極的に参加し、移住希望者にヒアリングを行い、直接ニーズを把握します。 ■ 町内の暮らしや支援制度について、広報紙やホームページ、町公式LINEほかSNS等の効果的な活用により、情報発信の強化に努めます。
戦略項目 1 社会減対策 (2) 空き家バンクの有効活用・機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家所有者へのダイレクトメール送付や相談会の開催を定期的に行います。 ■ 空き家等の有効活用を含めた対策を推進します。
戦略項目 3 人口減少社会への対応 (3) 危険空き家対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家等の適正管理に関する条例に基づく適正管理を講じます。
戦略項目 1 社会減対策 (4) 住まいづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅の増改築・リフォーム費用を補助し、快適で安心して生活できる住まいづくりを支援します。
戦略項目 1 社会減対策 (5) 町営住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全・安心に暮らせる住宅を供給するため、適切な時期に老朽化した町営住宅の建替を行います。 ■ 居住水準の向上を図るため、定期点検を実施し、外壁や屋根等の大規模改修を計画的に進めます。
戦略項目 1 社会減対策 (6) 町営住宅集約事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町営住宅の入居者移転及び用途廃止を進め、管理戸数の適正化を図るとともに、跡地利用の詳細については横断的な連携体制で検討します。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 移住支援助成金の利用件数	R7	直近5年間の合計2件	前期5年間の合計5件
(2) 空き家バンク登録件数	R7	直近5年間の合計8件	前期5年間の合計10件
(3) 危険空き家の除却戸数	R7	直近5年間の合計3件	前期5年間の合計5件
(4) 増改築・リフォーム費用の助成戸数	R7	過去の合計8戸	前期5年間の合計23戸
(5) 町営住宅の外壁・屋根改修戸数	R7	過去の合計42戸	前期5年間の合計20戸
(6) 町営住宅の用途廃止戸数	—	—	前期5年間の合計24戸

第2章 心豊かに未来へつなぐまちづくり

1 子育て支援の充実



<現状と課題>

少子化の進行が著しい中、安心して産み育てられる環境づくりとして、町は様々なニーズに対応した子育て支援施策の展開が必要とされています。

母子保健の分野では、産後ケア事業や伴走型相談支援事業を開始しており、妊娠から産後までの支援の充実を図っています。

児童福祉の分野では、令和2年度には「八郎潟幼稚園」と「八郎潟保育園」を統合して公私連携幼保連携型認定こども園の「八郎潟たいようこども園」が開設されており、保育料や給食費は現在完全無償とし、子育て世帯の負担軽減を図っていますが、2園舎で運営しているため、施設の維持管理や送迎負担が課題となっています。

地域子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」は、コロナ禍により一時利用者は減少したものの、子育て世帯の交流の場として賑わっています。また、中央児童館で実施している学童保育では、保護者が働く間、子どもが安全に安心して過ごすための居場所を提供しています。近年の子どもを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、関係機関と連携した取組が必要となっています。

児童虐待防止では、要保護児童対策地域協議会による要保護児童の見守りや相談支援を行っていますが、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援が求められており、母子保健と児童福祉の分野を分けることなく、多様なケースに柔軟に対応できる体制を整備することが必要となっています。

<方向性>

子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭・地域・学校・こども園・企業・行政が一体となり、あたたかい目で見守る地域づくりを目指します。

母子保健と児童福祉を統括するこども家庭センターを設置し、子どもや妊産婦について、誰一人取り残さない支援の提供に努めます。

また、子育て支援体制の質と量の充実を図るとともに、2園舎で運営する認定こども園の課題を解決するため、園舎の統合を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
戦略項目 2 自然減対策 (1) 教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の総合的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 八郎潟たいようこども園において、幼児教育と保育に関わるサービスを一体的に提供します。 ■ 登録会員同士で育児支援を行うファミリー・サポート・センター事業を展開します。
戦略項目 2 自然減対策 (2) 子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦健診や乳幼児健診、5歳児健診等、妊娠期から子どもの成長に合わせた健診事業や相談事業と、子育てに関する各種健康・食育教室を実施します。
戦略項目 2 自然減対策 (3) 地域で子どもを見守る環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域子育て力推進事業を継続して実施します。 ■ 児童公園や中央児童館、地域児童館については、子どもが楽しく安全に過ごせる環境の維持管理に努めます。
戦略項目 2 自然減対策 (4) 子育て家庭に対する経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ こども園の利用料や給食費無償、福祉医療助成事業や出産祝い金など、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。
(5) 各家庭の特性に配慮したきめ細かい支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関と連携し、子どもの障害の早期発見、早期対応に努めます。 ■ 児童虐待、特定妊婦、ヤングケアラー等、多様なケースに対応するため、関係機関と支援策を協議します。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 待機児童数	R7	直近5年間の合計0人	前期5年間の合計0人
(2) ファミリー・サポート・センター事業受託率	—	—	最終年度の受託率80%
(3) 乳幼児(乳児～3歳児)健診受診率	R6	直近1年間の受診率100%	最終年度の受診率100%
(4) 地域子育て力推進事業利用児童率(参加児童数/対象児童数)	R6	直近1年間の利用率33%	最終年度の利用率40%



2 子どもの教育の充実



<現状と課題>

社会が急速に変化していく現代にあって、今を生きる子どもたちに未来をたくましく生き抜いていくための基盤となる資質・能力、つまり「生きる力」を育てていくことが、学校教育の使命であると言えます。

八郎潟町では、町立学校の小・中併設校化を契機に、こども園と小学校、小学校と中学校が相互に連携し合い、こども園から中学校までの長いスパンで子どもたちを支援していく機運が高まっています。一方、子どもの数の減少に伴って学校規模が縮小し、家庭的で温かい集団ではあるものの、人間関係の固定化、多様な他者と関わる機会の不足、集団的活動の限定などの不利な面も見られます。

このような状況の下、義務教育の最終段階である中学校卒業までに一人ひとりの子どもに「生きる力」を体得させ、将来の町や地域を担う人材に育成していくために、こども園、学校、教育行政、地域が目標を共有して足並みを揃えて取り組み、教育の充実を図ることが重要な課題となっています。

<方向性>

本町の子ども一人ひとりが、将来、自らの人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための基盤となる「生きる力」を身に付けることができるよう、小・中併設校という特長を生かして、知・徳・体にバランスの取れた資質・能力の育成と郷土愛の醸成を共通の目標に設定し、9年間を見通した教育を実践します。

この目標を達成するために、児童生徒の実態と「目指す子ども像」を明確にしたうえで、地域の実情と児童生徒の実態に応じた具体的な施策を策定し、町の学校（園）評価システムを活用して検証改善サイクルを機能させながら着実な向上を図ります。

また、園・小及び小・中の教育連携、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的実施、地域や関係諸機関による支援等を手立てとして有効活用し、多様な体験を通して学ぶ機会を意図的に設定するとともに、一人ひとりの子どもの育ちに多くの人に関わる「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、一人ひとりの子どもの確かな成長を促していきます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 確かな学力の定着に向けた指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 探究型学習の推進により、主体的に判断して問題を解決する力を育みます。 ■ ICTを効果的に活用するなどして個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進し、確かな学力の定着を図ります。 ■ 計画的・継続的な教職員研修を支援し、教職員の指導力向上を図ります。
(2) 心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもたちの多様な体験を保障します。 ■ 他者との関わりを通して人を思いやる心を養います。 ■ さまざまな出会いを通して物事に感動する心を養います。 ■ 自他を大切に、他者と協力する心を養います。
(3) 心身を鍛錬する諸活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 困難に耐えるたくましい心身を体得させます。 ■ 自分の命を守る知識と技能の習得を図ります。 ■ 自ら考え、判断して行動する実践力を育成します。 ■ 置かれた状況の中で、自分の夢や目標に向かって努力し続ける態度を育成します。
(4) 郷土愛の醸成と国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の教育力を活用し、ふるさと八郎潟町に根差したキャリア教育を推進します。 ■ 町のおよさや伝統文化・文化財の価値を学ぶ「ふるさと学習」を推進します。 ■ 諸外国の文化や伝統に触れて異文化に対する理解を促進するとともに、国際的視野を広げ、多様性を尊重する意思を育みます。 ■ 諸外国との比較から日本やふるさとに対する理解を深めるとともに、愛着心を醸成します。 ■ 町の一員としての自分を認知し、町の将来のために力を尽くそうとする意識を育てます。
(5) 教職員が働きやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員が子どもと向き合う時間や授業準備にかかる時間を確保できるよう、働き方改革を推進します。 ■ コミュニティスクールの機能を活用し、地域の教育力を生かして学校教育の効率化に努めます。

戦略項目
1 社会減対策

戦略項目
1 社会減対策

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 園・小、小・中の教育連携の効果(教職員アンケートによる)	R6	(3.7 / 4.0) 小学校の数値	3.6 / 4.0以上
(2) 秋田県学習状況調査における児童生徒の各教科の正答率の県平均との比較	R6	6.76	5ポイント以上
(3) 秋田県学習状況調査における「将来の夢や目標をもっている」の項目の肯定的回答の割合	R6	91.90%	90.00%以上
(4) 秋田県学習状況調査における「地域のためになる活動に進んで取り組みたい」の項目の肯定的回答の割合	R6	98.72%	90.00%以上
(5) 国際理解教育に関する活動の機会	—	—	6回 / 1年以上
(6) 年間の時間外在校時間が360時間を超える教職員の割合	R6	59.30%	30.00%以下

3 社会教育の奨励



<現状と課題>

本町では、情報化社会の一層の進展や刻々と変化する町民のライフスタイルにより、生涯学習に求められるニーズも複雑化し、講座や教室等において、より満足度の高い学習機会を提供するとともに、教養を高め知識を豊かにする読書活動を推進する必要があります。

学びの成果を町民へ循環させていくために、地域やサークル等の中心となる人材の育成につながるよう取り組んでおりますが、人口減少や高齢化により、既存芸術文化団体の廃止や組織する人数の減少が目立ちます。

願人踊や一日市盆踊りなどの伝統文化の継承については、一日市郷土芸術研究会が中心となり活動しておりますが、町が保有する文化財については、知名度が低く知っている町民が限られている状態です。

また、公民館施設の老朽化に伴う不具合が発生しており、施設全体の改修が喫緊の課題となっています。

<方向性>

町民が自ら学んでさまざまな知識や技術を習得し、生涯にわたって学んだ成果を生かして生きがいを得ることができれば、心豊かな生活を送ることに結び付くという考えの各種事業を積極的に推進します。

また、「心豊かに未来へつなぐまちづくり」の実現に向け、児童生徒の豊かな人間性を培う方策の一つとして、本町がもつ豊かな環境や豊富な人材を活用し、学校運営協議会（コミュニティスクール）がより効果的に機能するよう支援します。学校と地域との連携を更に強め、豊富な知識や熟練した技能をもつ人材を生かした特色ある教育活動を展開します。

図書館については、今後も、町民の生活に役立つ資料の収集、蔵書の拡大、充実を図りながら、誰もが気軽に利用できる地域に根ざした図書館運営を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 多様な学習機会の確保と活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民のニーズに適合した講座を開設して多様な学習機会を提供し、参加者が自らを磨き人生を豊かにする場や機会の拡大に努めます。 ■ 事業の内容や運営方法に町民の意向を反映することで、自主的な参加を促すとともに、参加者一人ひとりがやりがいと充実感を味わえるよう努めます。
(2) 地域の教育力を生かした家庭教育への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭教育や青少年のさまざまな課題に対応するため、各種団体や県及び近隣市町村と協働し、家庭教育を支援する体制づくりに努めます。 ■ 地域の教育力を生かした教育支援を積極的に取り入れ、青少年の社会活動への参加を促進し、思いやりのある健康でたくましい青少年の育成に努めます。 ■ 地域住民が子どもや学校に積極的にかかわり、地域全体で次代を担う子どもたちを支援していく雰囲気醸成します。
(3) 芸術文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな感受性や創造力を醸成するため、優れた芸術文化に触れる機会の確保に努めます。 ■ 地域に根付いた芸術文化活動が円滑に行われるよう支援し、文化を支える人材の育成と地域における芸術文化の振興を促進します。 ■ 国や県の助成事業（学校・家庭・地域連携総合推進事業など）の活用を努めるとともに、優れた芸術を生で鑑賞できる機会を提供するため、県教委等助成事業（青少年劇場など）の活用を図ります。 ■ 芸術文化活動の活性化を図るため、町芸術文化協会と協働で芸術文化祭を開催します。
(4) 文化財、民俗芸能の保護と継承	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本町にある県指定文化財（2点）、町指定文化財（5件）の保存・伝承を図るとともに町の歴史や文化を正しく伝えるために、講習会を開催するなど後継者の育成に取り組みます。 ■ 一日市郷土芸術研究会と連携して民俗芸能の後継者育成に努め、貴重な町の文化遺産を後世に正しく引き継ぐことに努めます。
(5) 町立図書館（はちパル）の利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民一人ひとりの豊かな教養と町の文化の振興に資するため、町民のニーズを踏まえた書籍・資料等の計画的な整備や適切なレファレンスの提供など、図書館サービスの充実に努めます。 ■ 町民に喜ばれるイベントの企画や機を捉えたテーマ展示、積極的な情報発信などを通して、家庭・地域における読書活動の推進に努めます。
(6) 公民館（農村環境改善センター）の施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化が進んでいる舞台照明や外壁の修理を年次計画で進めます。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 学社融合人材の発掘	R6	85人	100人
(2) 優れた芸術鑑賞機会の拡大	R6	2件	3件
(3) 町民1人あたりの図書貸出冊数	R6	3.79冊	4冊

4 スポーツの推進



<現状と課題>

本町では、各町内会単位の参加による「町内対抗スポーツ大会」や、町スポーツ協会主催の「スポーツフェスティバル」など町民がスポーツに親しむ機会を確保しているほか、健康福祉課と連携して町民の体力向上や健康寿命の延伸を図りながら、地域の人々の親睦や交流を深めることで豊かな地域社会を育み、町民主役のまちづくりを推進してきました。

近年では、健康増進意識の向上などによって、町民のスポーツに対するニーズは年々多様化しており、町民が安全で気軽に参加できる環境の整備や施設の充実が求められており、スポーツ人口の拡大と指導者やリーダーとなる人材の育成を図っていく必要があります。

また、スポーツ少年団及び中学校部活動指導者の確保並びに中学校部活動の地域展開の促進などが大きな課題となっています。

<方向性>

町民体育館やアスリートメモリアルセンター等の中羽立運動公園内施設を、本町の生涯スポーツやコミュニティスポーツの拠点と位置づけ、関係団体等と連携し、町民が気軽にスポーツに親しむことができる機会を増やすとともに、スポーツ団体の育成と指導者の養成に取り組めます。

また、健康寿命延伸を目指した施策の展開を図り、高齢者及び障がいのある方が、楽しく安全にスポーツ活動が行える環境整備を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 町民総参加の各種全町スポーツ大会、スポーツ教室等への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民の交流と体力増進を図るために町民総参加の各種スポーツ大会、スポーツ教室等を開催します。 ■ 誰もが気軽に参加できる生涯スポーツ振興のため、町内対抗競技の工夫と見直しを図ります。 ■ 体育施設を積極的に活用し、生涯スポーツ、コミュニティスポーツの生活化に努め、町民生活の中に体力づくりやスポーツ活動が定着するよう推進します。
(2) 町民スポーツ祭（隔年実施）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全町民が一堂に集い、町民相互の連帯・親睦を深めるとともに、健康で明るい町づくりを目指します。
(3) 各種スポーツ団体の活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種スポーツ団体の円滑な活動を支援します。 ■ スポーツ協会との連携を密にして、スポーツ少年団及び部活動外部指導者の確保と養成、資格取得を推進します。
(4) 各種体育施設的环境整備と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中羽立運動公園体育施設をスポーツの拠点と位置付け、誰でも気軽に利用できるよう環境整備と施設開放に努め、利用拡大を図ります。 ■ 各種体育施設の利用について、オンラインによる予約システムを構築するなど、施設利用の手続きの簡素化を図ります。
(5) 中学校部活動の地域展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係団体や近隣町村との連絡を密にし、スポーツ協会や各種スポーツ団体等と連携して中学校部活動の地域展開を促進します。
(6) 体育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中羽立運動公園の整備方針を示し、年次計画により体育施設等の改修を図ります。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 町内対抗スポーツ大会の参加者数	R6	296人	300人
(2) 体育施設の整備	R6	70%	80%



5 人権活動と男女共同参画の推進



<現状と課題>

社会生活の基盤となる人権の尊重については、人権に関する正しい理解を促し、不当な人権侵害を未然に防ぎ、救済するための仕組みや取り組みが必要であるため、本町においては、人権に関する教育や啓発に力を入れて人権擁護に努めています。

一方で、基本的人権としても保障される男女平等については、さまざまな要因による社会の変化が、経済的・精神的DVやひとり親世帯と女性の貧困などの諸課題を浮彫りにするなど、男女平等へのさらなる取り組みが強く望まれています。本町においては、第4次八郎潟町男女共同参画計画を策定し、性別によらず個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に努めていますが、各種委員会等の女性委員の比率が伸び悩むほか、管理職への登用をはじめとした女性の社会進出による活躍が分野により限定的なものに留まるなど、さまざまな課題を抱えています。

<方向性>

基本的人権の尊重が基盤となる地域社会の暮らしにおいて、人知れず起こり得る虐待等の人権侵害を防止し、救済のための仕組みが適正に機能するよう、今後もさまざまな機会を捉えて正しい理解と認識の普及を図り、教育と啓発活動による人権活動を推進します。

また、男女が対等に責任を分かち合い、あらゆる分野で相互に助け合いながら、個々の能力を発揮できる環境づくりを進め、若者や女性にも選ばれるまちづくりと魅力的な地域の実現に取り組みます。

<主要施策>

戦略項目
1 社会減対策

戦略項目
1 社会減対策

施策の名称	施策の内容
(1) 人権教育と啓発の推進	■ 基本的人権の尊重を基礎としたまちづくりを目指し、人権問題に関する教育・啓発を継続的に実施します。また、人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。
(2) 男女共同参画の推進	■ 総合的かつ計画的な取り組みの推進を図るとともに、女性団体との連携や各種審議会委員への女性の登用など、女性の町政に参画する機会の充実と男女平等に活躍できる社会の実現に努めます。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 学校での啓発活動回数	R6	直近4年間の合計8回	前期5年間の合計10回
(2) 各種審議会等への女性委員の登用割合	R6	直近1年間の割合29.3%	最終年度の割合35.0%



第3章 いきいきと健康に支え合うまちづくり

1 健康づくりと地域医療の充実



<現状と課題>

少子高齢化が進行する中で、生涯を通じて健康でいきいき暮らせるまちづくりを目指し、健康対策の充実強化に取り組んでいます。

しかしながら、生活習慣病は年々増加傾向にあり、国保データベースによる死亡原因では、がんが全体の約4割をしめています。がん治療においては、その後の生活の質の維持と医療費の抑制のために早期発見が重要となりますが、がん検診の受診率は目標値を大きく下回っているため、受診者数と受診率の向上が課題となっています。

加えて、高齢化が加速する中で、健康寿命のさらなる延伸、生活の質の向上を実現するためには、健康増進により疾病の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた対策が重要となります。現状の医療体制は、町内医療機関2か所、歯科医院2か所という状況ですが、医療・介護へのニーズの多様化に対応するため、心の健康づくりやフレイル対策、感染症対策など、多岐にわたる分野での対策が必要となります。

<方向性>

「地域で支え合いみんなが健康で安心して暮らせるまちづくり」を理念として、健康づくり事業を総合的に展開するとともに、関連計画との整合を図りながら事業を実施します。

住み慣れた地域で生涯を健康に過ごすために、一人ひとりの意識を高めることで町民主体の取り組みを推進し、地域の活動団体や健康づくりの関係者との連携により、効果的な健康増進に取り組みます。

医療体制については、町内の医療機関はもとより、医師会や近隣医療機関など広域での連携を推進します。また、地域包括ケアシステムの充実を図り、保健・医療・福祉の連携強化により、町民にとって必要なサービスが効率よく受けられるような体制を目指します。医療DXを活用した横断的な対応を推進し、一人ひとりが安心して暮らせる町づくりを推進します。

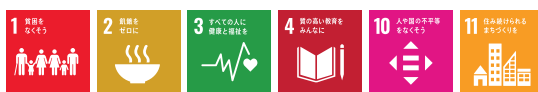
<主要施策>

施策の名称	施策の内容
戦略項目 2 自然減対策 (1) 町民の主体的な健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民の健康意識の高揚と、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進を図ります。 ■ メンタルヘルスサポーターや食生活研究会、インターバル速歩サークル等、町民による自主組織の育成を支援します。
戦略項目 2 自然減対策 (2) 健康診査の充実と保健事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種健診の受診率向上のため、健診体制の充実を図り、早期発見治療と疾病の重症化予防に努めます。 ■ がん検診の精密検査受診率向上のため、受診勧奨や受診しやすい体制を整備します。 ■ 健康教室や健康相談を開催し、健康に関する知識の普及や相談体制の充実を図ります。
(3) 心の健康づくり・自殺予防	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心の健康に関する教室や相談の開催、町内会やメンタルヘルスサポーター・ゲートキーパー等の実践活動への支援強化を図ります。
(4) 感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種予防接種の接種率向上に向け、町民が安心して接種できるよう予防接種に関する情報を提供します。また新たな感染症発生を想定した、予防接種を含めた感染対策を構築します。
戦略項目 3 人口減少社会への対応 (5) 保健・医療・福祉の連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療DX等を活用しながら医師会や各種関係機関との連携を強化し、地域医療の充実を図ります。また、災害時を想定しての連携体制の強化を図ります。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 特定健診受診率	R6	直近1年間の受診率 44.8%	最終年度の受診率 60.0%
(2) がん検診受診率（胃・大腸・肺）	R6	直近1年間の受診率 胃がん 12.8% 大腸がん 11.3% 肺がん 10.3%	最終年度の受診率 胃がん 30.0% 大腸がん 30.0% 肺がん 30.0%
(3) がん検診精密検査受診率	R6	直近1年間の受診率 胃がん 80.0% 大腸がん 67.4% 肺がん 79.2%	最終年度の受診率 胃がん 85.0% 大腸がん 80.0% 肺がん 85.0%
(4) 内臓脂肪症候群及び予備群の割合	R6	直近1年間の割合 36.5%	最終年度の割合 30.0%

2 地域福祉の充実



<現状と課題>

これまでの少子高齢化と核家族化の進行に加えて、単身世帯や地域との関わりをもたない住民の割合が増加していることから、住民・関係団体・行政との連携を深め、情報共有を図りながら支え合いの体制を強化していくことが必要です。

住民一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、地域全体で支え合う仕組みを築いていくことが求められています。

<方向性>

年齢や障害、生活状況に関わらず、健康で自立した生活を送るためのサービスを受けるだけでなく、住民一人ひとりが、個々の事情に応じた可能な範囲で「支え手」や「担い手」として、主体的に関わっていくことが、より一層重要となっています。

そこで、「共生社会」の実現を目指した地域福祉の推進のため、誰もが自分らしく暮らし、お互いに支え合える地域社会の実現をめざして取り組みます。

また、経済的困窮やさまざまな課題を抱えた方が増加していることから、貧困の連鎖を断ち切るためにも、一人ひとりに合わせた支援を早期に展開していきます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) いきいきと自分らしく暮らすことができるまちづくりの推進	■生涯活躍の地域づくりを推進するために、町民の社会参加や地域貢献等を支援します。
(2) 災害時要援護者に対する支援体制の強化	■災害時の避難や情報収集に支援を要する方々を事前に把握し、支援者と情報を共有することで要支援者を地域で支えます。
(3) 地域で支え合う仕組みの構築	■地域包括ケアシステムの機能の充実を図るとともに、高齢者の在宅生活を支える親しみやすいサービスの基盤を整備します。
(4) 関係機関等との連携	■民生委員・児童委員、地域福祉協力員、社会福祉協議会などへの支援のほか、各種団体の人材育成等を支援します。
(5) 生活困窮者に対する支援	■個々の生活困窮者に合わせた支援策を提示し、福祉事務所との連携を強化し、生活保護に至る前に支援につなげます。

戦略項目
3人口減少社会への対応

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 町内のサロン活動のか所数	R7	現在のか所数 4か所	最終年度の か所数16か所

3 高齢者福祉の充実



<現状と課題>

一人暮らし高齢者の増加や地域のつながりが希薄になることにより、家族や地域における介護力の低下が危惧されていることから、高齢者福祉については、高齢者のニーズの把握に努め、福祉事業と介護保険事業を総合的に推進する必要があります。

<方向性>

社会参加をととした高齢者の生きがいを進め、さまざまな団体と連携して、高齢者が地域で自分らしく暮らすための支援体制の充実と強化を図るとともに、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる充実を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 介護予防の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の健康を維持するため、地域の実情に応じた効果的な介護予防事業を展開していきます。 さまざまな団体との連携をととして、地域に根ざした支援体制を整備します。
(2) 認知症対策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症の方が尊厳と希望をもって暮らすことができる「共生社会」の実現に向けて、認知症施策を総合的に推進します。
(3) 介護保険サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険制度の持続のために、サービスの重点化と効率化を進め、介護保険料などの費用負担とのバランスにも配慮しながら、適正にサービスを提供します。
(4) 福祉を支える基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険や保健福祉事業者への支援や助言を行うとともに、適切な指導や監査を実施します。また、介護需要の一層の高まりに備えて、介護人材の確保、育成や定着を効果的に支援します。

戦略項目
2 自然減対策

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R12)
(1) 介護予防教室参加者へのアンケート調査結果	R6	直近調査の介護予防意識が高まったと回答した割合 86.2%	最終年度調査の介護予防意識が高まったと回答した割合 現状値以上

4 障がい者福祉の充実



<現状と課題>

本町における障害福祉サービスの進捗状況については、就労継続支援が計画値を上回る一方で、社会資源や人材の不足により、個々のニーズに合わせたサービスの提供が依然として課題となっています。

障害福祉サービスは「障害者総合支援法」に基づき、障害の種別に関係なく、共通の枠組みで提供されています。しかし、障がいのある方を取り巻く社会情勢や生活環境は大きく変化しているため、多様な施策展開ときめ細やかな支援がより一層重要になっています。さらに、障害の確定診断には至らないものの、生活や就労に支障をきたす方が増えており、新たな相談支援が必要となっています。

そのため、障がいのある方の悩みや問題について解決する相談体制や情報提供など、総合的に対応できるネットワークづくりが求められます。

<方向性>

障がい者の福祉については、障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくりを推進するという考えに基づき、総合的、計画的な施策の推進を図ります。

障害福祉サービスについて、障がいのある方、もしくはその傾向がある方を含む、一人ひとりのニーズや状態に合わせた支援を充実させ、提供します。

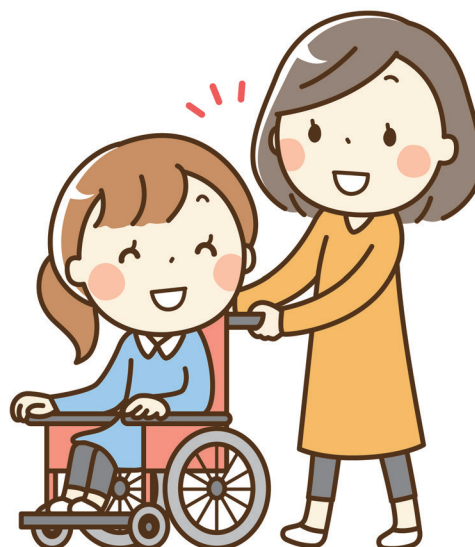
また、障がい者に対する虐待の増加が指摘されていることから、関係機関と連携し、虐待の未然防止や早期発見につながるよう取り組むほか、地域全体で支え合うネットワークを構築し、障がいのある方が自立した生活を継続して送れるまちづくりを目指します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 1 社会減対策 </div> (1) 生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、相談体制の整備に努め、地域生活支援事業の内容を充実します。 ■ 各種手当や減免制度などの周知に努めます。 ■ 意思疎通と移動支援の充実に努めます。 ■ 公共的建物・施設や道路などのバリアフリー化など、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 1 社会減対策 </div> (2) 理解と協力の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害に対する町民の理解を深め、共生社会の実現に向けたまちづくりを進めるため、啓発・広報・ボランティア活動の推進、学校や地域における福祉教育の充実、交流・ふれあいの機会づくりに努めます。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (R12)
(1) 地域生活支援拠点の設置数	—	—	1か所



5 社会保障の充実



<現状と課題>

国民健康保険については、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしておりますが、高齢者の増加、医療技術の高度化、疾病構造の変化などを背景に医療費が年々増加しており、町民が安心して医療が受けられるよう、医療費の抑制に取り組むなど、健全な財政運営に努める必要があります。

後期高齢者医療制度については、団塊の世代が後期高齢者に移行する動勢を踏まえた財政運営の安定化が求められていることから、秋田県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の抑制や徴収の強化などが重要となってきます。

国民年金制度については、年金制度への不安や近年の社会情勢の変化により、年金保険料の未納者が増加傾向にあり、年金制度の啓発により加入者に理解を求めていくことが重要です。

また、デジタル化が進展し、従来の健康保険証がマイナ保険証へと一本化されるなど、生活の利便性が向上する一方で、高齢者を含めた誰もがデジタル化による恩恵を享受できる環境の整備と支援が必要となっています。

<方向性>

国民健康保険については、特定健診・特定保健指導の受診率及び実施率の向上を推進し、疾病の早期発見・予防に努めるとともに、適正な受診と健康管理意識の高揚を促し、医療費の抑制に努めます。

後期高齢者医療制度は、65歳以上の重度の障がいをもつ方も加入することができることから、福祉医療制度と合わせて、高齢者の医療費負担軽減のために取り組みを推進します。

さらには、マイナンバーカードを使用した行政手続やサービスのオンライン化の検討を進め、より一層の利便性の向上を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 国民健康保険制度の推進	■ 保健師と連携して健康教育・疾病予防事業を行い、町民の健康づくりを支援する国民健康保険事業を推進します。
(2) 保険税の収納率向上	■ 国民健康保険事業の安定運営を担う国民健康保険税の税収確保に努めます。収納担当課と協力しながら、滞納者への個別徴収など具体的な計画を立て、収納率の維持に努めます。
(3) 後期高齢者医療制度に係る取り組みの推進	■ 秋田県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療制度の内容の周知に努めるとともに、安定運営推進のため、医療費の適正化、徴収対策の強化などに努めます。
(4) 広報活動の充実と周知徹底	■ 国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度の広報活動の充実に努めます。制度の仕組みや医療費の状況など、広報紙やホームページ、町公式LINEほかSNS等の効果的な活用により、わかりやすく具体的なお知らせを行い、町民の理解を深めます。
(5) 福祉医療制度の推進	■ 福祉医療制度の周知と国保・後期高齢者医療と一体となった保健事業の推進に努めます。また、医療費の伸びを抑制する取り組みの強化に努めます。
(6) 健康診査等事業の推進	■ 年々伸びている医療費を抑制する為にも、疾病の早期発見・早期治療を目的として、今後未受診者への受信勧奨、検診受診後のフォローアップ体制の充実に図ります。
(7) 国民年金制度の啓発	■ 年金保険料の免除、猶予など年金制度の周知を図るとともに年金相談に適切に対応するため、秋田年金事務所など関係機関と連携し、相談体制を充実します。

戦略項目
2 自然減対策

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 特定健診受診者数	R6	直近1年間の受診者数 456人	最終年度の受診者数 600人
(2) 国民健康保険税収納率	R6	直近1年間の収納率95.54%	最終年度の収納率98.00%
(3) 後期高齢者医療保険料収納率	R6	直近1年間の収納率99.88%	最終年度の収納率100.00%

第4章 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

1 交通安全活動と防犯活動の推進



<現状と課題>

交通安全と防犯は、私たちの日常生活における安全・安心を守るうえで欠かせない取り組みです。町民を交通事故や犯罪等から守るため、各関係機関・団体と連携した安全・安心なまちづくりが不可欠となっています。

本町の交通情勢は、秋田自動車道、国道7号、県道秋田八郎潟線、町道の整備などで、一層交通の利便性が高まっている一方で、交通事故発生への懸念も高まっており、県内の交通事故件数は年々減少傾向にあるものの、高齢者の運転による交通事故が増加しています。また、スマートフォンを見ながらの「ながら運転」や、自転車の交通違反も新たなケースとして増えています。交通事故を未然に防ぐために、交通安全意識の高揚を図っていくとともに、交通事故防止対策が必要です。

また、近年は特殊詐欺の手口が多種多様化しており、犯罪の凶悪化・犯罪者、犯罪被害者の低年齢化が大きな問題となっています。

<方向性>

交通安全については、交通事故防止のために関係機関と連携し、地域全体で交通安全運動に取り組み、啓蒙活動を推進します。また車両や歩行者の安全の確保を図るため、交差点、見通しの悪い道路の道路照明灯、カーブミラー等を整備します。

防犯については、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会構築のために、関係機関と連携し、防犯講習会を開催するなど地域全体で防犯活動を推進し、未然に犯罪を防ぐまちづくりに努めます。また、児童・生徒が犯罪の被害者にならないよう通学時間帯のパトロールを強化して安全確保に努めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 交通安全思想の普及徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲酒運転や「ながらスマホ」の危険性、反射材の着用促進など、さまざまなテーマで広報活動を行います。 ■ 自転車のヘルメット着用や交通ルールの遵守を徹底するための啓発活動を行います。 ■ 町内会、関係機関・団体の協力を得ながら交通安全施設の点検、修理を迅速に行います。また、危険個所への注意喚起看板等の設置を行うなど事故防止対策を推進します。
(2) 防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒の下校時間帯に防犯パトロール車による町内パトロールを実施し、声かけ事案等の犯罪の未然防止に努めます。 ■ 町民の防犯意識を高めるため、広報などによる啓発活動や被害情報の周知を図り、被害防止対策を推進します。 ■ 関係機関・団体との連携体制を強化して防犯講習会を開催するなど、特殊詐欺の防止運動を展開し、被害防止対策を推進します。
(3) 組織の育成と強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通指導隊・交通安全協会・防犯協会等関係団体の育成と活動支援を行い、安全安心なまちづくりを推進します。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 小・中学校や高齢者を対象とした交通安全教室	R7	直近1年間の実施回数1回	最終年度の実施回数1回
(2) 関係団体等による防犯パトロール実施回数	R7	直近1年間の合計24回	最終年度の合計24回



2 防災力の維持・強化



<現状と課題>

近年、気候変動に伴う自然災害が頻発しており、これらの災害から安全・安心な暮らしを守るためまちづくりを推進するにあたり、水防体制の強化を図る必要があります。そのためには、行政や消防機関だけでなく、地域全体の協力が不可欠であり、特に地域に根差した活動で、災害発生時の初期対応や水防活動に中心的な役割を担います。消防団員の装備や訓練を充実させることはもちろん、迅速かつ効果的に活動できるよう、住民との連携を強化することが重要です。

町内を流れる馬場目川付近では、大雨による河川水位上昇による内水氾濫が度々発生しており、多数の家屋に浸水被害が生じています。こうした河川由来の内水浸水対策として、大雨時には可搬式排水ポンプを配備することとしており、浸水被害を軽減する取り組みを進めています。

また、防災行政無線設備は、令和5年度に更新事業を終えておりますが、防災行政無線が聞こえにくい地区も残されており、町公式LINEなどSNSの活用、防災アプリ等の導入も検討し、確実に正確な情報伝達に努める必要があります。

<方向性>

激甚化する災害に対応し、住民の生活と財産を守るため「自助」「共助」「公助」の連携を強化した消防・防災体制を確立するほか、災害時の情報を迅速かつ効果的に提供できるよう伝達手段のデジタル化を推進します。

また、自主防災組織や防災士と共に防災訓練を実施するなど、防災知識の普及啓発に努め、町民による自主的な防災活動の推進に取り組むことにより、避難行動要支援者への支援の円滑化を図るほか、避難行動要支援者名簿を整備し、定期的に更新します。

また、災害時には消防団や自主防災組織、民生委員など地域で活動する支援者と共有し、安否確認や避難誘導に活用できる体制を整えとともに、災害時に迅速な運用が可能となるよう、適切な可搬式排水ポンプの管理及び関係者による定期的な訓練の実施を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 防災設備の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害に強く、安心して住めるまちづくりを進めるため、防火水槽や消火栓などの消防施設・設備や災害時資機材等の整備を図ります。
(2) 防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時の情報が迅速かつ効果的に提供できるよう、伝達手段のデジタル化を推進するとともに、高齢者等に情報格差が生じないように、情報手段の多重化を図ります。
(3) 防災組織の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町・防災関係機関・町民の防災訓練や、自主防災組織を対象とした防災講座を開催します。
(4) 消防団組織の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の消防団の強化が図られるよう、消防団員の訓練教育の充実に努めるほか、新規消防団員の確保のため町内会等への協力要請や機能別消防団員制度の導入を検討します。

戦略項目
3 人口減少社会への対応

戦略項目
3 人口減少社会への対応

戦略項目
3 人口減少社会への対応

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R12)
(1) 内水ハザードマップ作成	R7	—	最終年度の状況 作成
(2) 防災訓練等参加者	R7	直近1年間の参加者25人	前期5年間の参加者数 200人
(3) 防災アプリの登録世帯数	R7	—	前期5年間の登録世帯数 500世帯
(4) 可搬式排水ポンプ運用訓練の開催	R7	直近5年の訓練回数 1回	前期5年間の訓練回数 5回



3 上下水道の維持



<現状と課題>

上水道・生活排水処理施設は、健康で快適な町民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町の水道事業は地方公営企業法を適用し、馬場目川表流水を水源とする急速ろ過法式による浄水場にアオコ対策として高度浄水処理施設を付加する変更を行い、現在に至ります。

上水道については、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点に基づき、上水道施設改修事業を計画的に実施しています。

下水道については、農業集落排水事業、公共下水道事業で整備が進められ、事業の着実な実施により町民の快適な生活環境を確保してきました。農業集落排水は、八郎湖が指定湖沼になったことにより、公共下水道へ接続しています。

これらについては、将来にわたって持続的な経営を確保する必要があることから、公営企業法を適用して的確に経営状況を管理するため、令和6年度に公営企業会計へ移行しています。

<方向性>

上水道事業については、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、老朽化が進んだ水道施設の計画的な整備を進め、給水機能の維持・向上を図り、事務事業の合理化・効率化や経費の節減などにより、水道事業の健全運営に努めます。

生活排水処理については下水道施設の計画的な点検や調査、修繕など適切な維持管理を引き続き実施することやハード対策とソフト対策を組み合わせた効率的・効果的な減災と耐震化を進めます。また、既存施設の長寿命化などを含めた業務効率化の検討を行い、コストの縮減も引き続き実施します。

公共下水道処理区域内での下水道未加入者に対する加入促進と合併浄化槽の整備促進のほか、処理区域外の地域についても、合併浄化槽の整備促進を図るなど水洗化を進め、公共用水域の水質保全を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 3 人口減少社会への対応 </div> (1) 老朽化施設更新計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 稼働から50年経過した浄水施設（浄水設備・場内配管）を更新し、長寿命化を図ります。 ■ 耐用年数を経過した高度浄水設備を更新し、長寿命化を図ります。
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 3 人口減少社会への対応 </div> (2) 配水管の耐震化推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管種の耐久性に応じた実耐用年数に基づき、老朽管及び耐震強度が低い石綿管を使用した配水管を更新し、耐震化を図ります。
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 3 人口減少社会への対応 </div> (3) 重要給水施設管路耐震化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災すると極めて大きな影響を及ぼす重要給水施設に接続する上下水道管路等の耐震化を図ります。
(4) 水洗化普及推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汲み取り便所の水洗化に伴う改造資金融資あっせん利子補給補助金や合併浄化槽設置整備事業費補助金の活用を推進し、水洗化の普及促進を図ります。
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; width: fit-content;"> 戦略項目 3 人口減少社会への対応 </div> (5) 下水道ストックマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期的な視点で施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けて計画的な更新や計画に基づいた点検・調査の実施など、施設全体の最適化を推進します。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 老朽化する浄水施設の更新率	R7	—	最終年度の更新率20%
(2) 送水・配水管の耐震化延長	R7	現在の耐震化済延長4.70km	最終年度の耐震化済延長7.72km
(3) 排水管の耐震管率	R7	現在の耐震管率10%	最終年度の耐震管率41.1%
(4) 合併浄化槽の補助金交付件数	R7	—	前期5年間の合計3件
(5) 下水道ストックマネジメントの推進	R7	—	見直し

4 道路環境の維持・整備



<現状と課題>

本町の道路交通網は、一般県道三倉鼻五城目線（一日市商店街）を主軸とし、国道7号・秋田自動車道・主要地方道秋田八郎潟線・一般県道道村大川線及び真坂五城目線と各地域を結ぶ生活道路である町道により形成されています。

道路交通網は、産業や豊かな生活を支える最も身近な社会資本であり、活力ある地域社会の形成に欠くことのできない社会基盤です。このため、幹線道路は、社会経済情勢や地域のニーズに対応して、安心して快適な利用に配慮しながら、国や県と連携して整備していく必要があります。

町道についても計画的に整備を進めており、今後も引き続き緊急車両の通行に支障のないように狭あい道路の拡幅を行うほか、経年劣化により破損した舗装・側溝等の補修・更新を計画的に実施し、長寿命化を図ります。

また、冬期間の除排雪については、道路交通の確保や高齢者世帯の間口除雪など、迅速できめ細やかな対応が求められておりますが、建設業者の減少や、除雪オペレーターの高齢化等、担い手不足が深刻化しており、若手オペレーターの育成が課題となっています。

<方向性>

国道・県道といった主要道路については関係機関と連携しながら交通・物流拠点や主要観光地へのアクセス強化を図ります。

町道については、地域住民の理解を仰ぎながら、地域の実情に即した道路整備を行い、狭あいな生活道路の拡幅や行き止まり道路の解消を計画的に進めます。

また、冬期間には迅速かつ効率的な除排雪作業を行うため、総合的な除排雪体制の構築とともに若手オペレーターの育成による円滑な世代交代を進めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 国道・県道の整備促進	■ 社会経済情勢や町民ニーズに対応するため、関係機関へ積極的に要望します。
(2) 町道の整備	■ 町内における狭あい道路の拡幅および舗装等老朽化した道路施設の補修・長寿命化を実施することにより、安全・安心な交通の確保を行います。
(3) 除雪オペレーターの育成	■ オペレーター育成のため、免許等資格取得に係る費用の補助を行い、円滑な世代交代を図ります。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 狭あい道路の拡幅延長	R7	直近5年間の 拡幅延長900m	前期5年間の 拡幅延長1,310m
(2) 除雪オペレーターの育成	R7	—	前期5年間の 育成人数3人



5 環境保全と循環型社会の形成



<現状と課題>

気候変動の原因とされる地球温暖化は喫緊の課題となっています。特に日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも顕著であり、異常気象等の発生頻度が増加しています。県内の複数の地点で当時の24時間降水量の記録を更新した2023年7月の豪雨では、本町においても大きな人的・物的被害が発生しました。

このように深刻化する地球温暖化の対策について、八郎潟町地球温暖化対策実行計画を策定し、本町においては、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することを目標として取り組みを推進しています。

しかしながら、脱炭素型社会の実現に向けた事業の実施には多額の予算と時間に加え、専門知識が必要となることから、課題は山積しています。

また、温暖化以外でも地球規模でさまざまな環境問題が生じており、地球にやさしい循環型社会を目指すことが求められています。本町では、ごみ処理対策として、ごみの減量・再使用・再生利用の3Rを推進してきましたが、さらなるごみの減量や資源化の推進を図る必要があるなど、持続可能な循環型社会の実現に向けた課題も多くあります。

<方向性>

我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指し、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを宣言しており、本町では、八郎潟町地球温暖化対策実行計画に掲げる目標の達成に向けて、取り組みを推進することとしています。

脱炭素に関しては、八郎潟町地球温暖化対策実行計画に掲げる、省エネ行動の徹底、再生可能エネルギーの積極的な導入・利活用、脱炭素を通じた新たな価値の創出の3つの方針を基本に対策を講ずるほか、循環型社会の実現に向けて、分別収集の徹底によるごみの減量や資源化を推進することとしています。

脱炭素社会と循環型社会の実現に向けてこれらの環境対応に取り組むほか、事業の実施をとおして得られる付加価値を地域に還元し、持続可能な社会の地域社会の形成を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備と蓄電池の導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な公共・公用施設及び県、町管理の遊休地等に再生可能エネルギー発電設備を整備し、蓄電池の導入を促進します。 ■ 住宅及び事業所の再生可能エネルギー発電設備の整備と蓄電池の導入を支援します。
(2) クリーンエネルギー自動車の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 代替可能なクリーンエネルギー自動車がない場合を除き、公用車についてクリーンエネルギー自動車の導入を目指します。 ■ 住民のクリーンエネルギー自動車の導入を支援します。
(3) 建築物における省エネルギー対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な公共・公用施設について、省エネ効果の高い器具、製品等の購入・導入を促進します。
(4) 再エネ電気の購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に公共・公用施設について、電力会社が提供している再エネ由来電力の購入を促進します。
(5) ごみの減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみの水切りによる軽量化や堆肥化、廃食用油の回収事業について、さらなる普及啓蒙を推進し、ごみの減量化を図ります。
(6) ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの減量・再利用・再生利用の3Rのライフスタイルを推進し、町民の役割や責任を促して、ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進を図ります。
(7) 地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネルギー化を推進し、町民への普及啓発を行うとともに、公共施設等の省エネルギー化や節電など、行政が率先して取り組みます。

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 主要な公共・公用施設及び県、町管理の遊休地等における再生可能エネルギーの発電容量	R7	現在の発電容量 太陽光35.7kw バイオガス0kw	前期5年間の発電容量の合計 太陽光のみの場合 2,100kw バイオガスのみの場合300kw
(2) 住宅及び事業所の再生可能エネルギー発電設備の整備、蓄電池の導入に係る補助件数	-	-	前期5年間の合計10件
(3) 公用車のクリーンエネルギー自動車の台数	R7	現在の合計1台	最終年度の合計4台
(4) 主要な公共・公用施設におけるLED化などの省エネルギー対策工事の件数	R7	現在の合計1件	最終年度の合計5件
(5) 公共・公用施設における再エネ電気の購入件数	-	-	前期5年間の合計5件
(6) 町民1人1日あたりのごみ排出量	R5	直近1年間の排出量533kg	最終年度の排出量520kg
(7) 資源ごみ還元事業による回収量	R6	直近1年間の回収量100.18t	最終年度の回収量110.00t

6 公共交通の維持・充実



<現状と課題>

利用者の大幅な減少により公共交通の維持が困難となっている状況を改善するため、近隣の五城目町、大潟村と合同で南秋地域公共交通活性化協議会を設置し、公共交通施策に取り組んでいます。協議会では、南秋地域公共交通計画を策定し、3町村を結ぶマイタウンバスや2町間のデマンド型乗合タクシーの運行など、既存の輸送資源を総動員して公共交通による移動手段を確保し、地域の活性化に資する持続可能な取り組みの推進に力を注いでいます。

しかしながら、利用者の減少と事業者の深刻な担い手不足のみならず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会の変化、原油価格の上昇による燃料費の高騰など、交通事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

こうした中で、脱炭素社会の実現に向けて公共交通の重要性が見直されるなど、地域課題の克服と利便性の維持に向けて、施策のより一層の充実が求められています。

<方向性>

持続可能な公共交通の維持については、自家用車への依存軽減による環境負荷の低減、雇用創出並びに移動困難者のセーフティネットなどの役割を担うものとして、政府のSDGsアクションプランでも優先課題となっていることを踏まえて、地域の重要課題と位置づけてその取り組みを推進します。

また、事業の実施にあたっては、3町村で構成する南秋地域公共交通活性化協議会での取り組みを基本としながらも、地域課題の克服のためにあらゆる手法を可能性として検討し、町内の生活需要を把握したうえで最適化を目指して取り組みの推進を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 公共交通の維持及び普及促進	<p>■ 南秋地域公共交通活性化協議会の運営、マイタウンバス及びデマンド型乗合タクシーの運行などにより、公共交通の維持及び普及促進を図ります。</p>

戦略項目
3 人口減少社会への対応

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R12)
(1) 広域マイタウンバス総利用者数	R6	直近1年間の利用者数51,737人	最終年度の利用者数45,000人
(2) 広域デマンド型乗合タクシー町民利用者数	R6	直近1年間の利用町民3,225人	最終年度の利用町民3,500人

※八郎潟町の人口推計
R7 5,012人 → R12 4,543人

7 広域連携の推進



<現状と課題>

人口減少により町の自主財源が減少し、地域の専門人材が不足するとともに、学校や病院など地域の中核を担う施設の需要の縮小が避けられない状況において、行政が提供する住民サービスの安定と必要な専門性の確保に果たす広域連携の役割は、ますます重要なものとなっています。

本町では、斎場の管理運営業務、常備消防業務、ごみ処理業務、し尿処理業務、公共交通関係事業などについては、広域連携により事業を継続しています。また、潟上市南秋田郡介護認定審査会、南秋田郡障害支援区分認定審査会、秋田県町村電算システム共同事業組合においては、行政事務の効率化を目的とした広域での共同運営を行っています。

これらの取り組みを継続しつつ、今後も既存事務の定期的な見直しを行うとともに、地域住民の理解を仰ぎ、近隣自治体との合意に基づいた連携により事務の共同化を推進する必要があります。

<方向性>

現状に照らして広域での処理が有利である事務事業については、丁寧な合意形成を経た広域連携を推進することで、事業の効率化を図りながら、必要とされる専門性を確保するとともに、地域の持続可能性の向上を目指します。

また、本項に示す広域行政で処理する事務事業等のほか、これ以外のより身近な連携による広域での観光振興や、子どものスポーツ活動への支援等についても、柔軟に町としての対応を検討し、それらの施策に関してはそれぞれの事業分野ごとに管理や実施に当たることとします。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 自治体間の広域的な連携強化	■ 広域連携によることが効果的である事務事業については、関係自治体と積極的に連携を図ります。

戦略項目
3 人口減少社会への対応

<成果指標>

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R12)
(1) 広域連携の件数	R7	現在の件数11件	最終年度の件数12件

資料編

- 1 まちづくり計画策定経過
- 2 諮問・答申
- 3 八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱
- 4 八郎潟町まちづくり計画策定審議会委員名簿
- 5 八郎潟町まちづくり計画策定推進本部部員名簿

第1編
序論

第1章

第2章

第2編
基本構想

第1章

第2章

第3章

第4章

第3編
基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

1 まちづくり計画策定経過

期 日	内 容	備 考
令和7年4月1日	まちづくり計画策定推進本部本部員任命	
令和7年5月1日	まちづくり計画策定審議会委員公募	
令和7年5月22日	第1回まちづくり計画策定推進本部会議	
令和7年6月3日	まちづくり計画策定推進本部部会員任命	
令和7年6月20日	住民意向調査実施	
令和7年7月7日	第2回まちづくり計画策定推進本部会議	
令和7年7月24日	まちづくり計画策定推進本部部会	
令和7年7月28日	第3回まちづくり計画策定推進本部会議	
令和7年7月30日	第1回まちづくり計画策定審議会	委嘱、諮問
令和7年8月25日	第4回まちづくり計画策定推進本部会議	
令和7年9月24日	第5回まちづくり計画策定推進本部会議	
令和7年10月10日	第2回まちづくり計画策定審議会	
	第1回まちづくり計画策定審議会各部会	
令和7年10月22日	第2回まちづくり計画策定審議会産業観光部会	
令和7年10月31日	第2回まちづくり計画策定審議会教育文化部会	
令和7年11月6日	第2回まちづくり計画策定審議会保健福祉部会	
令和7年11月7日	第2回まちづくり計画策定審議会総務部会	
令和7年11月7日	第2回まちづくり計画策定審議会生活環境部会	
令和7年11月7日	第3回まちづくり計画策定審議会産業観光部会	
令和7年11月26日	第6回まちづくり計画策定推進本部会議	
令和7年11月28日	第3回まちづくり計画策定審議会	
令和7年12月12日	町議会全員協議会説明	素案説明
令和8年1月28日	第3回まちづくり計画策定審議会総務部会	
令和8年2月13日	第4回まちづくり計画策定審議会	最終案決定
令和8年2月20日	まちづくり計画策定審議会答申	
令和8年3月13日	町議会3月定例会議決	

2 諮問・答申

八総発第119号
令和7年7月30日

八郎潟町まちづくり計画策定審議会
会長 森川大輔 様

八郎潟町長 畠山 菊夫

八郎潟町まちづくり計画の策定について（諮問）

八郎潟町が令和7年度中に策定する第7次八郎潟町総合計画、八郎潟町人口ビジョン及び第2期八郎潟町総合戦略について、別紙の理由により貴審議会に意見を賜りたく諮問いたします。

(別紙)

諮問理由

【第7次八郎潟町総合計画】

本町は、平成28年度からの「第6次八郎潟町総合計画」において、「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を将来像としたまちづくりを推進し、当該計画の計画期間が令和7年度をもって終了いたします。

この間、新型ウイルスによる未曾有の世界的な感染症の流行、経済状況の変動や物価高、少子高齢化の一層の進行などにより、社会情勢も大きく変化し、時代に即応した行政運営を求められてきました。

また、激甚化して頻発する異常気象や震災を契機としたより強靱な防災対策、持続的な発展を目指した地域の自主性・自立性の確立など、さまざまな課題に的確に対応するために常に変化し続けていく必要があります。

このように困難な状況を踏まえ、本町の魅力ある特性を最大限に活用し、町民との協働をより一層推進しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに一丸となって取り組んでいくため、令和8年度からを計画期間とする「第7次八郎潟町総合計画」の策定について諮問するものです。

【八郎潟町人口ビジョン及び第2期八郎潟町総合戦略】

国は平成26年12月に、急速な少子化・高齢化の進展に対応し、人口の減少・東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す、「まち・ひと・しごと創生法」を制定しており、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すものとして、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」を示しております。

本町においても、国および秋田県が策定する総合戦略等との連携を図りながら、人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むため、「八郎潟町人口ビジョン」及び「第2期八郎潟町総合戦略」の策定について諮問するものです。

令和 8年 2月20日

八郎潟町長 畠山 菊夫 様

八郎潟町まちづくり計画策定審議会
会長 森川 大輔

八郎潟町まちづくり計画の策定について（答申）

令和7年7月30日付け、八総発第119号で本審議会に諮問のありました第7次八郎潟町総合計画、八郎潟町人口ビジョン及び第2期八郎潟町総合戦略について、慎重に審議を重ね、次のとおり取りまとめましたので、意見等を付して答申します。

— 答 申 —

1. 第7次八郎潟町総合計画について
別紙「第7次八郎潟町総合計画（案）」のとおり。
2. 八郎潟町人口ビジョン及び第2期八郎潟町総合戦略について
総合戦略については、第7次八郎潟町総合計画に第2期八郎潟町総合戦略の内容を包含し、総合計画として一体的に計画を策定すべきものとして、別紙「八郎潟町人口ビジョン（案）」のとおり。

(別紙)

— 意 見 等 —

八郎潟町人口ビジョン及び第7次八郎潟町総合計画については、10年間のまちづくりの方向性を示すものであり、本審議会において慎重かつ活発な審議を重ね、各分野の視点から意見を集約し、委員30名の総意として取りまとめたものであります。

今後の実施段階においては、3年間の実施計画の見直しを毎年行うこと、5年経過時に後期基本計画として見直すこと、時代に応じた実効性のある施策を展開すること、並びに本計画の趣旨や内容を広く町民に周知し、関係機関との連携を図りながら着実に推進されることを要望します。

なお、審議過程における各部会の意見等については、次のとおりであります。

- 1 協働の推進については、転入者を含む幅広い方々の居場所づくりや、若年層の参画を支援する施策を模索するとともに、地域課題克服に資する住民提案の事業化を実施していただきたい。
- 2 農業の担い手育成支援、宿泊施設の設置と広域的な観光振興、異業種への参入支援やシェアオフィス設置による商工業振興、住環境の整備と支援の充実による移住・定住促進など、若い世代が暮らしたいと思えるまちづくりに挑戦していただきたい。
- 3 学校教育では、ウェルビーイングの実現や町の強みを活かした取り組みのほか、郷土への誇りと愛着を育む教育を推進するとともに、体育施設利用者の利便性の向上のため、施設予約のシステム化や、老朽施設の改修を実施していただきたい。
- 4 多様化する障がい者のニーズへの対応について、適切なサービスの提供を図るとともに、SNS等を活用した社会保障制度の周知や、行政サービスのオンライン化による利便性の向上を推進していただきたい。
- 5 防災力の中核を担う消防団員の人員確保を進めるとともに、放置空き家とその敷地の樹木等の管理について適正に対応し、交通障害や鳥獣の出没などの未然防止に努めていただきたい。
- 6 若者、女性、子育てというターゲットを明確にして人口問題に集中的に取り組み、挑戦をキーワードに積極的な事業を展開していただきたい。
- 7 スポーツ、教育、観光のほか、これまで以上に幅広い分野の課題に対して広域的な対応を検討するとともに、委員の総意である本計画を着実に推進していただきたい。

※ウェルビーイング・・・満足感をもって、よりよく生きること。

3 八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱

八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 令和7度中に策定する第2条に掲げる第7次八郎潟町総合計画、第2期八郎潟町総合戦略等の計画（以下「計画」という。）に関し、その策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、八郎潟町まちづくり計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第7次八郎潟町総合計画の策定に関する事項
- (2) 第2期八郎潟町総合戦略の策定に関する事項
- (3) 八郎潟町人口ビジョンの策定に関する事項
- (4) 各施策の推進に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のほか町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定期間が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会等)

第7条 審議会に次の部会を置く。また、各部会のほか、総合戦略に関し、兼任して担当する委員（以下「兼任担当委員」という。）を若干名ずつ置く。

- (1) 総務部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 産業観光部会
- (5) 教育文化部会

2 前項に規定する部会委員及び兼任担当委員は、町長が選任する。

3 部会に部会長及び副部会長を、兼任担当委員に委員長及び副委員長を置き、各委員の互選により選任する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

4 八郎潟町まちづくり計画策定審議会委員名簿

会 長 森川 大輔

副会長 三戸 留吉

No.	部会名	区分	氏名	所属団体名等
1	総務	部会長	土橋 茂	人権擁護委員協議会委員
2		副部会長	日景 勇人	北都銀行八郎潟支店支店長
3		副会長	三戸 留吉	まちづくり推進の会会長
4		委員	伊藤 義和	11区町内会長
5		//	佐藤 友紀	プロジェクト8代表
6		//	高橋 梢	公募委員
7	保健福祉	部会長	草皆 英弥	公募委員
8		副部会長	高橋 正太郎	南秋福祉会南秋つくし苑施設長
9		委員	工藤 月子	民生委員・児童委員
10		//	小林 寛	社会福祉協議会職員
11		//	土橋 和彦	榮寿苑福祉会うたせ苑施設長
12		//	北嶋 雄介	八郎潟たいようこども園園長
13	生活環境	部会長	伊藤 繁	五城目地区交通安全協会八郎潟支部長
14		副部会長	渡部 久美子	南秋地域公共交通活性化協議会利用者代表
15		委員	佐藤 毅	八郎潟町消防団本部分団長
16		//	石井 幸悦	八郎潟町建設業協会会長
17		//	渡部 敏明	20区町内会長
18		//	栗山 新	八郎潟郵便局局長
19	産業観光	部会長	石井 広樹	公募委員
20		副部会長	小林 良克	J Aあきた湖東農業振興課長
21		会長	森川 大輔	湖東3町商工会副会長
22		委員	工藤 晃人	観光協会会長
23		//	千田 正人	秋田信用金庫八郎潟支店支店長
24		//	渡部 泰史	若手農業集団やろうがだ～八郎潟～代表
25	教育文化	部会長	小玉美穂子	八郎潟町教育委員会教育長職務代理者
26		副部会長	相馬 仁	八郎潟町スポーツ協会会長委嘱理事
27		委員	相馬 吉信	一日市郷土芸術研究会理事
28		//	阿部 徹	八郎潟町社会教育委員会委員長
29		//	鈴木 康平	八郎潟町学校運営協議会（中学校PTA会長）
30		//	舘岡 晴希	湖畔時報社社長

(敬称略)

5 八郎瀧町まちづくり計画策定推進本部部員名簿

【本 部】

役 職	職 名	氏 名
本 部 長	町長	畠 山 菊 夫
副 本 部 長	副町長	小 野 良 幸
本 部 員	教育長	伊 藤 暢
本 部 員	総務課長	村 井 健 一
本 部 員	産業課長	相 澤 重 則
本 部 員	教育課長	齊 藤 嘉 生
本 部 員	議会事務局長	加 藤 宏
本 部 員	税務会計課長兼会計管理者	村 井 秀 竹
本 部 員	建設水道課長	加 藤 恒 貴
本 部 員	住民生活課長	畠 山 孝 直
本 部 員	健康福祉課長	松 田 正 紀

【部 会】

役 職	職 名	氏 名
部 会 長	副町長	小 野 良 幸
部 会 員	産業課主席課長補佐	伊 藤 禎 倫
部 会 員	産業課主席課長補佐	伊 藤 朱 鹿
部 会 員	教育課課長補佐	伊 藤 良 子
部 会 員	教育課係長	小 林 玄 知
部 会 員	税務会計課課長補佐	澤田石 考 一
部 会 員	建設水道課課長補佐	石 井 光 輝
部 会 員	建設水道課係長	戸 島 皓 右
部 会 員	住民生活課主席課長補佐	鎌 田 亜希子
部 会 員	住民生活課課長補佐	一ノ関 朝 幸
部 会 員	健康福祉課主席課長補佐	澁 谷 貴 子
部 会 員	健康福祉課課長補佐	畠 山 舞 子
部 会 員	健康福祉課係長	石 川 学 斗

【事務局】

役 職	職 名	氏 名
事 務 局 長	総務課長	村 井 健 一
事 務 局	総務課課長補佐	工 藤 洋 平
事 務 局	総務課係長	菊 地 宏 明

第7次八郎潟町総合計画

発行：令和8年3月
編集発行：八郎潟町総務課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地
TEL：018-875-5800 FAX 875-5950
ホームページ <https://www.town.hachirogata.akita.jp/>

印刷：一日市印刷

〒018-1614 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田98-11
TEL 018-875-2038 FAX 875-3971

